		ı	,				1								2	多考資料1
								前回の実態把握の 	結果	I	1	I	今回の把握結果		特例措置を実施していない場合	4
							類型			特例措置の実施予定			特例措置を実施している場合		(前回の実態把握において特例措置を実施していた場合を除く)	-
No. F	听管府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	前回の実態把握対象	①震災前に行われた試験の 合格発表後における証の書いる 特例の提出限の延長財産の経験は 時例の提出更更、企正の のの提出更更、企正の のの接触を のの接触を のの接触を は ののを のを を の中込財配に係る有効特例指置 を のに分類の に の のを を のに を のに を の に の に の に の に の に	特例措置の内容	特例措置の公 表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※:既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	有無	類型 (1) 震災前に行われた試験の 合格免表後における証明書等 の提出期限の延長等(2) 試施 (3) 受験料の 返還 (3) 受験料の 返還 (3) 受験料の 返還 (4) 次回 以降地 企加 他試験地への 更可、战争 (6) 即立 以附 他試験地への 更可、以 他工 的 中	特例措置の内容 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	行画通通 価通通に を 間状況 措導 決り た。	対 長 後 後 後 例 の ち 例措置を実施しない理由 を	根拠法令等
1 国	家公安委員 (警察庁)	運転免許	都道府県公安委員会	通年	学科試験401か所 技能試験123か所 (平成23年)	4,650,037人 ※ 仮免許 も含む。	①震災前に行われた試験の合格 各美後における証明書等の 提出期の延長等 行試験の延長等 行割限の延長。 の近長 第四の近長	・運転免許試験に合格した者が、当該合格した運転免許 試験に係る運転免許を受けられる期間の延長措置 ・卒業証明書を有する者が技能試験の免除を受けられる 期間の延免許試験を受けようとする者は、過去3月以内に 5日以上、路上練習をした者でなければならないとこ ろ、過去3月以内に5日以上路上練習をしたこととなる 期間の末日の延長措置 等	各都道府県警察 HPに掲載	_	_	_	-	_ -		道路交通法 (昭和35年法 律第105号)
2 国:	な公安委員 (警察庁)	警備員又は警備員員 なろうとする者の対 を 本ろうとすると を を を を を で を を を を を を を を を を を を を	都道府県公安 委員会	各都道府県公安委員会ごとに年0回~23回実施。 岩手県:①平成23年6月②同年10月 宮城県:実施なし 福島県:①平成23年5月	63か所	2,551人 (H22年)					有	①震災前に行われた試験の合格免表後における証明書等の 提出期限の延長等	検定合格証明書の交付申請時の添付書類の期 間合せが 限の延長措置	あった場合		警備業法 (昭和47年法 律第117号)
3 国	家公安委員 (警察庁)	駐車監視員資格者	都道府県公安委員会	各都道府県公安委員会ごとに年0回~2回実施 岩手県:平成23年12月 宮城県:平成24年1月 福島県:平成23年9月	E 41か所	1437人(H22年)					無	_	-		東日本大震災の発災から講習の実施日までに - 十分な期間があったため。	道路交通法 (昭和35年法 律第105号)
4 国 会	家公安委員 (警察庁)	技能検定員	都道府県公安 委員会	各都道府県公安委員会ごとに年1回~12回実施 岩手県:①平成23年4月②同年7月③同年11月 宮城県:①平成23年5月②同年8月③同年11月 ④平成24年1月 毎日第24年1月 及び7月③同年7月⑤同年11月⑥同年12月⑦平成24年2月] 54か所	5,351人 (H22年)					有	⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長 ⑨ その他	・技能検定員審査に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第17条第1項に規定する技能検定員審査等の審査細目の免除を受けられる期間の延長(宮城)・審査手数料の免除(兵庫)	Pに掲載 -		道路交通法 (昭和35年法 律第105号)
	家公安委員 (警察庁)	教習指導員	都道府県公安委員会	各都道府県公安委員会ごとに年1回~12回実施 岩手県:①平成23年4月20同年7月30同年10月 宮城県:①平成23年5月20同年8月33同年11月 ④平成24年1月 福島県:①平成23年5月20同年6月33同年6月 及び7月40同年7月50同年11月60同年12月⑦平成24年2月] 54か所	6.236人 (H22年)					有	⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長 ⑨その他	・技能検定員審査に関する規則(平成6年国 家公安委員会規則第3号)第17条第1項に規 定する技能使員審査等の審査細目の免除を 受けられる期間の延長(宮城) ・審査手数料の免除(兵庫)	Pに掲載 -	-	道路交通法 (昭和35年法 律第105号)
6 金剛	独庁	公認会計士	公認会計士· 監査審査会	第 I 回短答式試験 平成22年12月12日 第 II 回短答式試験 平成23年5月29日 論文式試験 平成23年8月19日~8月21日	第Ⅱ回短答式:12か所(札 幌市、仙台市、東京都(新 宿区、杉並区)、金沢市、 名古屋市、吹田市、広島 市、高松市、熊本市、福岡 市、那覇市)	(22年第 I 38,360人 回・第 I 回 短答式の延 ベ人数)	有 ⑤試験地追加、他試験地への 変更可 ⑨その他	受験票を受け取ることができなかった場合、本人確認の 上で受験を認める。その他個別相談可(他の試験地への 変更など)。(第11回短答式試験)	公認会計士・監 査審査会IPに掲載 (平成23年4月14 日付け)	※ 平成23年論文式試験 (23年8月実施) についても第1回 短答式試験と同様に、個別相談に応じるなどの特例措置を講 じる予定。	[有	⑤試験地追加、他試験地への 変更可 ③その他	受験票を受け取ることができなかった場合、 本人確認の上で受験を認める。その他個別相 設可(他の試験地への変更など)。(平成23 年論文式試験)	論文式試験 対し案内文 -	_	公認会計士法 (昭和23年法 律第103号)
7 金融	独庁	貸金業務取扱主任者	日本貸金業協会	平成23年11月20日 (受験申込受付期間: H23.7.1~H23.9.9)	17か所(札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高 崎、名古屋、金沢、大阪、京都、神戸、広島、高松、 福岡、熊本、沖縄)	12, 081人	無 —	-	_	無(平成23年7月1日から受験申込の受付を開始するが、東北 地区(仙台)についても、昨年同様に試験を実施する予定で あるため。今後、震災を理由とした相談がなされた場合は、 必要に応じて特例措置の検討を行う。)	s	-	-		平成23年7月1日から受験申込の受付を開始 し、東北地区(仙台)についても、昨年同様 に試験を実施したため。今後、震災を理由と した相談がなされた場合は、必要に応じて特 例措置の検討を行う。	と (昭和58年法
8 消	**************************************	消費生活専門相談員	(独)国民生活 センター	平成23年11月19日、23日、26日、27日	第1次海旋径60分所(北海拔设施,以上海域线线。果、宝旗、黑果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果	1,580人					無	_	-		東日本大震災から試験の実施時期(平成23年 10月)までは一定の期間があり、他災地県の 宮城県、岩手県の会場確保が可能であったこ と、被災地県に近い青森。 山野県の会場を 確保したこと、また受験申込者から特段の要 望がなかったこと等から、特例措置を実施し ていない。	第23回消費者保護会議(平成2年12

								類型	前回の実態把握の	D結果	特例措置の実施予定			今回の把:特例措置を実施している場合	握結果	特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し	
No. 所管府省4	名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	地措	(①震災前に行われた試験の 合格発表後における証明書等 切と期限の延長等、②試験	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容	措置の有無	類型 (①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出類限の加工を設定した。) 受験性に対して認恵が、企動での関い、企動での機能試験の実口、数の機能試験を選出の選別を発生が、企業を表した。 (重要を表した。) (重要を	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	ていた場合を除く) 行政評 価局長 通知後	根拠法令等
		総合	協会	(第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信 士、第三級総合無線通信士) 第1回:平成23年9月期 第2回:平成24年3月期	(第二级级人与编译后上)	232人 (第三級総合無線通信 土) 294人						無	-	-	-	震災当月における試験は、震災前に影響なく 終了したため。 - また、次回の試験日においても十分な期間が あり、会場の確保等、試験実施上の問題が認 められなかったため。	ys.
		海上	同上	(第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信 士、第三級海上無線通信士) 第1回:平成23年9月期 第2回:平成24年9月期 第2回:平成24年9月期 第1回:平成24年9月8日 第1回:平成23年9月10日 第2回:平成24年2月24日 (第一級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士) 第1回:平成23年9月7日 第2回:平成23年9月7日 第3回:平成24年2月10日 (第二級海上特殊無線技士) 第1回:平成24年2月10日 第三回:平成24年2月11日 第回:平成23年9月8日 第回:平成23年9月8日 第回:平成23年9月16日	11か所:東京都、札幌市、	(第一級海上無線通信 士) 57人 (第二級海上無線通信 士) 59人 (第三級海上無線通信 士) 554人 (第四級海上無線通信 士) 363人 (第一級海上特殊無線技 士) 553人 (第二級海上特殊無線技 士) (第二級海上特殊無線技 士) 369人 (第二級海上特殊無線技 士) 340人	$\ \ $					無	-	-	-	(第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第二級海上無線通信士) 震災当月における試験は、震災前に影響なく 終了したため。 また、次回の試験日においても十分な期間が認 あり、会場の確保等、試験実施上の問題が認 められなかったため。 (上記以外の海上無線從事者) 試験日までに十分な期間があり、会場の確保 等、試験実施上の問題が認められなかったため。	、 パ 想 表
0 40/70 /4-	無線句	航空	同上	(航空無線通信士) 第1回:平成23年6月期 第2回:平成24年2月期 (航空特殊無線技士) 第1回:平成23年6月8日 第2回:平成23年10月26日 第3回:平成24年1月11日	11か所:東京都、札幌市、 仙台市、長野市、金沢市、 名古屋市、大阪市、広島 市、松山市、熊本市、那覇 市	(航空無線通信士) 2,740人						無	-	-	-	試験日までに十分な期間があり、会場の確保 一等、試験実施上の問題が認められなかったため。	電波法
9 総務省	者	陸上	同上	(第一級陸上特殊無線技士) 第1回:平成23年6月9日 第2回:平成23年6月27日 第3回:平成24年2月12日 (第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無 接技士) 第1回:平成23年6月8日 第2回:平成23年6月8日 第3回:平成24年0月16日 第3回:平成24年0月7日 第1回:平成23年6月7日 第1回:平成23年6月7日 第2回:平成23年6月7日	所:東京都・七號市、坦古市、長野市、大阪市、広島市、松山市 市、三豊市、熊本市、福岡市 (第1個の分)、那歌市 (第二級陸上無縫技術士) 13か所:東京都、札幌市、仙 古市、長野市、安邦市、名字 屋市、大阪市、舞鶴市、第2	工) 1,031人 (第二級陸上特殊無線技 士) 6,204人 (第三級陸上特殊無線技 士) 1,125人 (国内電信級陸上特殊無 線技士) 123人						無	-	-	-	試験日までに十分な期間があり、会場の確保 一等、試験実施上の問題が認められなかったた め。	(昭和25:5年 律第131号
		777.1	7 同上	(第一級アマチュア無線技士) 第1回: 平成23年4月9日 第2回: 平成23年5月28日 第3回: 平成23年12月10日 (第二級アマチュア無線技士) 第1回: 平成23年5月27日 第3回: 平成23年5月11日 (第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士) 第1回~東成23年5月11日 (第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士) 第1回~第12回: 平成23年4月期~平成24年3月 別	(第一級) アマチュア 無線接接 大、 第二級 アマチュア 無	(第一級アマチュア無線 技士) (第二級アマチュア無線 技士) 865人 (第三級アマチュア無線 技士) 2.204人 (第四級アマチュア無線 技士) 3.617人						無	-	_	-	(第一級アマチュア無線技士、第二級アマ チュア無線技士) 試験日までに十分な期間があり、会場の確保 等、試験実施上の問題が認められなかったた か。 (第三級アマチュア無線技士) 悪災当における試験は、震災前に影響なく また、翌月以降の試験日においても、会場の 確保等、試験実施上の問題が認められなかっ たため。	£ (
10 総務省	電気通	通信主任技術者	(財)日本デー タ通信協会	第 1 回 : 平成23年7月10日 第 2 回 : 平成24年1月22日	12か所(札幌市、仙台市、東京都、金沢市、長野市、 東京都、金沢市、長野島市 名古屋市、大阪市、広島市 、松山市、福岡市、熊本 市、那覇市)	7, 684人	0 #	①震災前に行われた試験の合 有 格発表後における証明書等の 提出期限の延長等	平成22年度第2回試験合格者に対する資格者証交付申請期限の延長	(財)日本データ 通信協会HPに 掲載(平成23年4 月1日付け)	_	-	-	-	-		電気通信導法 (昭和59年 律第86号)
11 総務省	工事担	担任者	(財)日本デー タ通信協会	第 1 回:平成23年5月22日 第 2 回:平成23年11月27日	35カ所	47,749人						1 1	①震災前に行われた試験の合 格発素後における等い。 登場を後における等等験料 ので、 で、 ので、 で、 ので、 で、 ので、 で、 のので、 で、 のので、 で、 のので、 で、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 ので、	・ 平成22年度第2回試験 合格者に対する資格者証交付申請期限の延長 ・ 平成23年度第1回試験 次回試験への振替、受験地の変更、受験を 攻り状めた際の試験手数料の返還、次回試験 まで科自免除期間を延長		_	電気通信事法 (昭和59年 律第86号)

								前回の実態把握の	n 結里				今回の把	堀 結里		
						前	類型	別日の大を礼徒り	7ea x	特例措置の実施予定			特例措置を実施している場合	3年中日 木	特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し ていた場合を除く)	-
No. 所管府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	歴史を担対象	(①震災前に行われた試験の 合格発表後における延明書等 の提出期限の延試長等(の足) 日の変更、追加議議会 現実更、進加議会等、 (の保) (の保) (の保) (の保) (の保) (の保) (の保) (の保)		特例措置の公表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※: 版二特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	措の有無	類型 (①震災前に行われた試験の 合格発表機における証明書等 の提出開展の延起試験の変に試施、 3受練料の返還機能の経過試施、 3受練料の返還機能、 の服養情報施程人の運動、 は加い、 の服養情報施程人で、 の服養情報施程人で、 の服養情報施程人で、 の服養情報施程人で、 の服養情報施程人で、 の服養情報施程人で、 の服養情報、 の服養情報、 の服養情報、 の服養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の不養情報、 の本情報、 の のの表情報、 の の の の の の の の の の の の の	特例措置の内容	特例措置の公表・周 規模を 知教党 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	長 長 列 特例措置を実施しない理由 上	根拠法令等
12 総務省	行政書士	(財)行政書士 試験研究セン ター	平成23年11月13日	70か所	70, 586人	O 無	_	-	_	無(東日本大震災から試験の実施時期(平成23年11月)までは一定の期間があること、被災地県においても例年どおり試験会場を設け実施する予定(岩手1か所、宮城2か所、福島力か所で来添予定)であることから、現時点で特例措置は予定していない。)		⑥申込期間の延長	東日本大震災の被災者の受験機会の確保に資するため、平成23年度行政書士試験の申込期間を10日間延長。	平成23年8月23日に 記 総務省ホームページ 別 及び財団法人行政書 士試験研究センター ホームページに掲載	-	行政書士法 (昭和26年法 律第4号)
13 総務省	危険物取扱者	(財)消防試験研究センター	平成23年4月から24年3月までの間に、(財)消筋 試験研究センター道府県支部ごとに実施(東京 都は同センター中央試験センターで実施)。な お、実施回数は各都道府県ごとに年2回以上。	都道府県ごとの会場で実施	470, 686人	〇有	実施 ③受験料の返還	・追加試験の実施(平成23年7月) ・試験日の振替 ・試験手数料の返還 ・試験手数料の返還 ・減災者を対象とした試験手数料の不徴収(平成23年度 に実施する試験)	(財)消防試験研 究センターHP に掲載	-	-	-	-		-	消防法 (昭和23年法 律第186号)
14 総務省	消防設備士	(財)消防試験 研究センター	平成23年4月から24年3月までの間に、(財)消防 試験研究センター道府県支部ごとに実施 (東京 都は同センター中央試験センターで実施)。な お、実施回数は各都道府県ごとに年1回以上。	無法内目 プレの人用で出す	79, 359人	〇有	②試験日の変更、追加試験の 実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑨その他	・試験日の変更(平成23年3月、6月に実施の一部の試験) ・追加試験の実施(平成23年7月、8月) ・試験日の振替 ・試験手数料の返還 ・試験手数料の返還 ・減災者を対象とした試験手数料の不微収(平成23年度 に実施する試験)	(財)消防試験研 究センターHP に掲載	-	-	-	-		-	消防法 (昭和23年法 律第186号)
15 法務省	弁護士	司法試験委員会	(新司法試験) 平成23年5月11日, 12日, 14日, 15日	12か所(札幌市、仙台市、 東京都(4か所), 名古屋 市(2か所), 大阪市(2 か所), 広島市、福岡市)	8, 163人	〇有	⑤試験地追加、他試験地への 変更可	仙台市での受験を希望していた者については試験地の変 更を認める	法務省HPに掲載	-	-	-	_		-	司法試験法 (昭和24年法 律第140号)
16 法務省	司法書士	法務省	平成23年7月3日	法務局又は地方法務局ごと に、それぞれの局が指定し た場所(法務局にも 務局は各都府県に1か所ず つ、北海道に4か所の計50 か所)	26, 958人	O 無	-	-	-	無 (試験実施日が震災発生日から4か月近く経過していること、試験会場が全国50箇所あり、後災地県(2004 福島、 送手等)を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者 から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に 支障がないと判断したため)	無	-	_		・被災地域である東北各県において試験会場 を確保することができたため。 ・被災地県における受験の確保等、震災対 応に関する個別案件については、適時対応し ていたため。 ・本年度の試験が特股の支障なく実施するこ とができたため。 ・受験申込者から特段の要望がなかったた め。	司法書士法 (昭和25年法
17 法務省	土地家屋調査士	法務省	(受験申込受付期間: H23.5.30~H23.6.10)	法務局(東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、広島、福岡、地台、北勝野地方法務局ごとにそれぞれの局が指定した場所		O 無	-	-	-	無 (試験実施日が震災発生日から5か月以上経過していること、試験会場が全国9箇所あり、被災地県(宮城)を含めて 会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望が なかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断 したため)	無	-	-		・被災地県(宮城県)を含めて全国9箇所の 試験会場を確保することができたため。 ・被災地県における受験地の確保等、震災対 防に関する側別条件については、適時対応し ていたため。 ・本年度の試験が特段の支障なく実施するこ とができたため。 ・受験申込者から特段の要望がなかったた め。	土地家屋調査
18 財務省	税理士	国税審議会	平成23年8月2日,3日,4日	15か所(札幌市,仙台市,新 潟市,宇都宮市,さいたま 市、東京都、横浜市・金沢市, 名古屋市,大阪市 広島市, 高松市、太宇府市、熊本県上 芸城郡,那覇市)	51, 468人	O 無	_	_	_	無(電力事情等により試験実施中に試験の継続が困難となった場合には、その継続困難となった試験室において、当該試験科目を受験していた方のみを対象に再試験を実施予定)	無	-	_		受験者等から特段の要望はなく、また、問題 も生じなかったため。 なお、個別の対応として、5月の受験申込に 際して、例えば住民東の流行が必要となる。 合であっても、被災地の実情に応じ、運転発 許証の写」を代用としており、 表情に配慮した柔軟な対応を行っており、今後 とも適切に対応していきたい。	に 税理士法 (昭和26年法 律第237号)
19 財務省	通関士	財務省	平成23年10月2日	13か所(北海道、新潟県、東京都、宮城県、神奈川県、神奈川県、東京都県、愛知県、大阪府、兵庫県、佐島県、福岡県、熊本県、沖縄県)	9, 490人	O 無	_	-	_	無 (試験会場の確保等が完了しており、試験実施上の問題が 認められないため)	無	-	_		試験実施上の問題が認められず、また、受験者からの特例措置実施に係る具体的な要望がなかったため。	通関業法(昭和42年法律第122号)
20 文部科学省	技術士	公益社団法人 日本技術士会	平成23年6月0日、/日 /第12計略 第12点枚字は	12か所(北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	36, 432人	0 無	_	_	_	無 (受験申込者からの受付期間延長等に関する要望がこれま	=	_	_		前回の実態把短調査以降も、受験申込者から 試験実施に関する要望がないため、実施して	> 技術士法 (昭和58年注
20 人即行于自	IXW I	日本技術士会	五十00年10日10日	12か所(北海道、宮城県、 東京都、神奈川県、新潟 県、石川県、愛知県、大阪 府、広島県、香川県、福岡 県、沖縄県)	27, 297人	71111				でのところないため、具体的な実施予定はない。)	7mc				いない。	律第25号)
21 文部科学省 経済産業省	原子炉主任技術者	文部科学省及 び経済産業省	第53回口頭試験 平成23年9月15日 第54回筆記試験 平成24年3月12日~14日	1か所(東京都)	口答試験 65人 筆記試験 125人	$/\!/$						②試験日の変更、追加試験の 実施	平成23年3月14日から16日に実施を予定していた試験を中止(延期)し、平成23年6月1日から15日に実施	受験生に対して電話 で中止の連絡を行い、再実施にあたっ ては肝に掲載と共に 案内はがきの送付を 行った。	-	核原料物質、 核燃原子物質、 び原子の 制に関する は (昭和32年 (第166号)
22 文部科学省	放射線取扱主任者	(財)原子力安 全技術セン	第1種放射線取扱主任者試験 平成23年8月24日、25日	_6か所(札幌、青森、東 京、名古屋、大阪、福岡)	3, 822人						無	_	_		試験の実施時期が震災から一定期間経過して	放射線同位元 素等による放 射線障害の防 止に関する法
		9-	第2種放射線取扱主任者試験 平成23年8月26日	京、石口屋、入阪、信両)	2, 701人	//									いるため	律 (昭和32年法 律第167号)
23 文部科学省	教育職員	文部科学大臣 又は文部科学 大臣が委嘱す る大学	1 次試験: 平成23年9月4日 2 次試験: 平成23年9月4日 2 次試験: 平成23年9月3日 - 4日 1 次試験: 平成23年9月3日 - 4日 2 次試験: 平成23年10月15日 - 16日 3 次試験: 平成23年11月中旬 ~ 下旬 特別支援学校教員資格認定試験 1 次試験: 平成23年11月日 2 次試験: 平成23年1月日 2 次試験: 平成23年3月日 2 次試験: 平成23年3月日	(幼稚園教員資格認定試験) 10か所(北海子 三、城教育大学 三、城教育大学 三、城教育大学 三、城教育大学 一、大学 一、大学 一、大学 一、大学 一、大学 一、大学 一、大学 一、	(幼稚園敷定員 資格部記錄) (小学校認錄) (小学校認錄) 1915人 (特別支援對格 設定試験) 340人						有(⑨その他	出願時に必要な添付書類の提出期限延長	顧書配付の際に通知 文を添付するととも に、文部科学の名との教 員資格認定試験ペー ジに通知文を掲載。	-	教育職員免許 法 (昭和24年法 律第147号)
24 文部科学省	学芸員	文部科学省	平成23年11月21日. 22日	1カ所(東京)	171人						無	-	-		試験は平成23年11月に実施されることから、 震災の影響が一定程度終息していると思料されるため。	博物館法 (昭和26年法律第285号)

								前回の実態把握の	結果				今回の把掛	量結果			
						前回の	類型 (①震災前に行われた試験の 合格発表後における証明書等			特例措置の実施予定		類型 (①震災前に行われた試験の	特例措置を実施している場合			特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し にいた場合を除く)	-
No. 所管府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	地 措置	の提出期限の延長等、②試験 日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還、《次回以降 心力、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一般を 、 の一を 、 の一を 、 の一を の一を の一を の一を の一を の一を の一を の一を の一を の一を	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	その内容	特例 措置 有無	合格型無差後における証明書政 を指生、 を持ち、 を持ち、 の変数を はいました。 の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を の変数を のを の変数を のを の変数を のを のを のを のを のを のを のを のを のを の	特例措置の内容	特例措置の公表・周 知状況	行価通に措導決た政局知特置入定も評長後例のをしの	特例措置を実施しない理由	根拠法令等
25 厚生労働省	精神保健福祉士	(財)社会福祉 振興・試験セン ター	平成24年1月28日、29日	7か所(北海道、宮城県、東 京都・愛知県、大阪府、広 島県、福岡県)	7. 233人		①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ③その他	・平成22年度試験(平成23年3月15日合格発表)の合格 者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者について は、合格証書を(別社会構能振興・試験とセターで保 管、②受験資格が見込み(大学卒業見込み等)であった 者については、受験資格が優した証明書の提出期限を 延長(23年4月末まで)、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、精神保健情社上養成施設の授業実施 期間が例年に比べて販給された場合でも、必要な単位を 履修した者については、受験資格を認めること。	(財)社会福祉援 興・試験セン ターのIPに掲載 各地方厚生局から、管内の局知 施設等に周知	-	_	-	-	-	_	-	精神保健福祉 士法 (平成9年法 律第131号)
26 厚生労働省	医師	厚生労働省	平成24年2月11日~13日	12か所(北海道、宮城県、東京縣、新潟県、愛知県、東京縣、新潟県、愛知県、石川県、大阪府・広島県、香川県、龍本県、沖縄県)	8, 611人	O 有	①震災前に行われた試験の合格免表後における証明書等の 提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類 については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに 掲載	_	有		・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災果(岩手県、宮城県及松福島県)を 任所地とする者であって、一時的に被災県、投 任所地とする者であって、一時的に被災県、 外の都道府県に居住している者について、現現 在居住する都道府県においても申請書の提出 を受け付けることとする	* 序工力剛智IIFに抱	0	-	医師法 (昭和23年法 律第201号)
27 厚生労働省	臨床検査技師	厚生労働省	1 700 1 7 27 1 2 2 2	9か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	3, 959人						有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う 際の添付書類については、一部省略、代替書 類で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引き続 き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県) を住所地とする者であって、一時的に被災県以 外の都道府県に居住している者について、現 任居住する都に発出して申請書の提出 を受け付けることとする	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を発出	0	-	臨床検査技師 等に関する法 律 (昭和33年法 律第76号)
28 厚生労働省	診療放射線技師	厚生労働省	平成24年2月23日	8か所(北海道、宮城県、東 京都、愛知県、大阪府、広 島県、香川県、福岡県)	2, 409人						有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う 際の添付書類については、一部省略、代替書 現で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引急場、 を、被災鬼手をはいる。 は近れる場合を表して、一般の表面のは、 は所の都道府県に居住している者について、 現在居住する都道府県においても申請書の提出 を受け付けることとする	載 ・通知を発出	0	-	診療放射線技 師法 (昭和26年法 律第226号)
29 厚生労働省	歯科医師	厚生労働省	平成24年2月4日~5日	8か所(北海道、宮城県、東京都・愛知県、大阪府、広島県、番川県、福岡県)	3, 378人	$/\!/$					有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあらためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う 際の添付書類については、一部省略、代替書 類で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引急県)。 ・後決り、台手県、宮城県及び福始の場合 住所地とする者であって、一時的に最近県より、 は所の都道府県に居住している者について、 現在居住する都道府県においても申請書の提出 を受け付けることとする		0	-	歯科医師法 (昭和23年法 律第202号)
30 厚生労働省	歯科技工士	厚生労働省	平成24年2月~3月(都道府県によって実施日 が異なる) 岩手県:平成24年2月1日、2日 宮城県:平成24年2月21日、23日 福島県:平成24年2月24日、25日	35か所(秋田、山形、群 馬、福井、山梨、長野、三 垂、兵庫、奈良、和歌山、 愛媛、沖縄を除く全都道府 県。)	1, 265人	$/\!/$					有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 優前年と同様の特例措置をあらためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う 際の添付書類については、一部省略、代替書 類で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引島県) を、被災兵を持ち、平成23年度も引島県) 住所地を道府県、完成、一時的に強変県、 を以する者であって、一時的に被災、 の名間に居住している者について、 現在居住する都道府県においても申請書の提出 を受け付けることとする	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を発出	0	-	歯科技工士法 (昭和30年法 律第168号
31 厚生労働省	歯科衛生士	(財)歯科医療 研修振興財団	十成24年3月4日	10か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	5, 788人	O 有	①震災前に行われた試験の合格免表後における証明書等の 提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類 については、一部省略、代替書類で可能等	(財)歯科医療研 修振興財団IPに 掲載(平成23年3 月25日付け)	-	-	-	-	-	-	-	歯科衛生士法 (昭和23年法 律第204号)
32 厚生労働省	義胶装具士	(財)テクノエ イド協会	平成24年3月5日	1か所(東京都)	199人						有	格発表後における証明書等の	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う 際の添付書類については、一部省略、代替書 類で可能等	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を発出	0	-	義肢装具士法 (昭和62年法 律第61号)
33 厚生労働省	臨床工学技士	(財) 医療機器 センター	平成24年3月4日	4か所(北海道、東京都、大 阪府、福岡県)	1,882人	$/\!/$					有	格発表後における証明書等の	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う 際の添付書類については、一部省略、代替書 類で可能等	・厚生労働省HPに掲載 ・通知を発出	0	-	臨床工学技士 法 (昭和62年法 律第60号)
34 厚生労働省	柔道整復師	(財)柔道整復 研修試験財団		(22年度) 10か所(北海道、宮城県、 東京都、石川県、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、 福岡県、沖縄県)	6,625人	O 有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の 提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類 については、一部省略、代替書類で可能等	(財)柔道整復研 修試験財団IPに 掲載	-	_	_	_	_	-	_	柔道整復師法 (昭和45年法 律第19号)
35 厚生労働省	あん摩マッサージ指 圧師	f (財)東洋療法 研修試験財団	平成24年2月25日	晴眼者:6か所(宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、鹿児島県) 視覚障害者:6都道府県 (山形県を除く)	1,849人						有	格発表後における証明書等の	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う 際の添付書類については、一部省略、代替書 類で可能等	・厚生労働省HPに掲載 載・通知を発出	0	-	あん摩マツ サージはり師、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
36 厚生労働省	はり師	(財)東洋療法 研修試験財団	平成24年2月26日	請眼者:10か所(北海道、 宮城県、東京都、新潟県、 安知県、大阪府、広島県 香川県、福岡県、鹿児島島 規党障害者:各都道府県 (山形県は除く)	5, 483人	O 有	①震災前に行われた試験の合格免表後における証明書等の 提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類 については、一部省略、代替書類で可能等	(財)東洋療法研 修試験財団IIPに 掲載	-	_	-	-	_	-	-	あん摩マリ 神の がはり がい からる は の が は の は の は り が に り が に り が に り が に り が に り に り に り

									前回の実態把握の)結果			今回の把握	■結果			
								類型			特例措置の実施予定		特例措置を実施している場合			特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し	
No. 所管	府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	把しゅ	(1)震災前に行われた試験の 合格免表後における証明書等 の提出期限の延長等、②試験 日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還、②次回以降 追加、他試験地をの変更可 ⑤申 立期間の延長の「試験の 一部免除に係る有効制限的語 をあらためて実施、⑨その他 に分類)	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※: 版に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	(①震災前に行われた試験の 特別の提供の延加に対ける証。2家に対ける証。2家に対ける証。2家に対する証。2家に対する証。2家に対する証。2家に対する。2家と表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	特例措置の内容	特例措置の公表・周 知状況	行価通に措導決た政局知特置入定も評長後例のをしの	ていた場合を除く) 特例措置を実施しない理由	根拠法令等
37 厚生労	が働省	きゆう師	(財)東洋療法 研修試験財団	平成24年2月26日	時限者:10か所(北海道、 宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、鹿児島 県) 視覚障害者:各都道府県 (山形県は除く)	5, 499人	〇有	①震災前に行われた試験の合格免表後における証明書等の 提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類について は、一部省略、代替書類で可能等	(財)東洋療法研 修試験財団HPに 掲載	_		-	-	-	-	あん摩マツ マ1年 ・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
38 厚生労	分働省	呆健師	厚生労働省	平成24年2月17日	11か所(北海道、青森県、 宮城県、東京都、愛知県、 石川県、大阪府、 近島県、 香川県、福岡県、沖縄県)	14, 819人	〇有	①震災前に行われた試験の合格免表後における証明書等の 提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類 については、一部名略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに 掲載	-	有 ⑧前年と同様の特例措置をあ らためて実施	・免許申請について、平成23年度も引き続き 住所地とする者であって、戸時的に裁別県以 が野田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		0	_	保健師助産師 看護師法 (昭和23年法 律第203号)
39 厚生労	份份省	助産師	厚生労働省	平成24年2月16日	11か所(北海道、青森県、 宮城県、東京都、愛知県、 石川県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、沖縄県)	2.410人	//					有 提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあ らためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う 際の流付書類については、一部省略、代替書 類で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引き続 ・急許申請について、平成23年度も引き続 き、被災県(益手県、宮城県及び福島県)を 住所地とする者であって、一時的に被災県以 外の都道府県に居住している者に前 住居性する部位所保においても申請書の提出 を受け付けることとする	載	0	_	保健師助産師 看護師法 (昭和23年法 律第203号)
40 厚生労	が働省	看護師	厚生労働省	平成24年2月19日	11か所(北海道、青森県、 宮城県、東京都、愛知県、 石川県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、沖縄県)	54, 138人 (〇有	①産災前に行われた試験の合 格免表後における証明書等の 提出期限の延長等	平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類 については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに 掲載	-	うためて美能	・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災泉(岩手泉、宮城泉及び福島県)を住所地とする者のので、一時的に被災県の名がの都道府県に居住している者について、現在居住する都道府県においても申請書の提出を受け付けることとする		0	_	保健師助産師 看護師法 (昭和23年法 律第203号)
41 厚生労	6働省 3	住看護師	仰坦府県	都追府県が実施(年1回) 岩手県:平成24年2月15日 宮城県:平成24年2月15日 福島県:平成24年2月15日	・岩手: 1ヵ所(盛岡市) ・宮城: 1ヵ所(仙台市) ・福島: 1ヵ所(郡山市)							有(宮城)①震災前に行われた	(岩手) 県庁前掲示板、岩手県公式炉での合格発表を予定、震災避難者名簿等の掲載によりアウセス困難のため、山形県の岬においても合格発表を行った。(3月18日~3月末・(宮城)試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等(当面の間実施、現在は終了)(福島) —	県HPへ掲載、養成施設へ周知 (宮城)宮城県HPに	_	(福島) 平成22年度試験は、試験日、証明書 類の提出期限、合格発表日のいずれも震災前 であり、震災の影響を受けなかったため。	保健師助産師 看護師法 (昭和23年法 律第203号)
42 厚生労	9働省 耳	里学療法士	厚生労働省	平成24年2月26日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、 香川県、福岡県、沖縄県)	10, 475人	〇有	①震災前に行われた試験の合 格発表後における証明書等の 提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類について は、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに 掲載	_	りためて大肥	・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県県)を住所地とする者であって、一時的に被災県がの都道府県に居住している者について、現在居住する帯道府県においても申請書の提出を受け付けることとする		0	-	理学療法士及 び作業療法士 法 (昭和40年法 律第137号)
43 厚生労	が働省 f	作業療法士	厚生労働省	平成24年2月26日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、 香川県、福岡県、沖縄県)	5, 824人	〇有	①震災前に行われた試験の合格免表後における証明書等の 提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類について は、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに 掲載	-		・免許申請について、平成23年度も引き続き、被災県(岩手県、宮城県及び福島県)を 住所地とする帯であって、一時的に被災県以外の都道府県に居住している者について、現 在居住する都道府県においても申請書の提出 を受け付けることとする	通知を発出	0	_	理学療法士及 び作業療法士 法 (昭和40年法 律第137号)
44 厚生労	分働省 名	現能訓練士	厚生労働省	平成24年2月23日	2か所(東京都、大阪府)	734人	//					有 提出期限の延長等 ⑧前年と同様の特例措置をあ らためて実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う 際の流付書類については、一部省略、代替書 現で可能等 ・免許申請について、平成23年度も引き続 ・免許明報のでは、平成23年度も引き続 は当年県、宮城県及び福島県)を 住所地とする者であって、一時的に被災果以 外の都道府県に居住している者にいて、現 程居性する施育県においても申請書の提出 を受け付けることとする	載 ・通知を発出	0	-	視能訓練士法 (昭和46年法 律第64号)
45 厚生労	- 働省	数急救命士	(財)日本教急 医療財団	23年度:平成24年3月18日	(23年度) 5か所(北海道、東京都、 愛知県、大阪府、福岡県)	2, 465人						格発表後における証明書等の	①試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等 ②平成23年9月4日、追加試験を実施。 また、東日本大震災で被災したことにより受験できなかった者であって、受験資格の要件を満たす者に追加試験の受験資格を認めることとした。	・官報に掲載 ・厚生労働省HPに掲載 ・(財)日本救急医療 財団HPに掲載	_	_	救急救命士法 (平成3年法 律第36号)
46 厚生労	↑働省 ā	言語聴覚士	(財)医療研修 推進財団	平成24年2月18日	6か所(北海道、東京都、愛 知県、大阪府、広島県、福 岡県)	2, 374,						有 格発表後における証明書等の	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う 際の添付書類については、一部省略、代替書 類で可能等	・厚生労働省HPに掲載 載 ・通知を発出	0	_	言語聴覚士法 (平成9年法 律第132号)
47 厚生労	分働省	管理栄養士	厚生労働省	平成24年3月18日	8か所(北海道、宮城県、 東京都、愛知県、大阪府、 岡山県、福岡県、沖縄県)	19. 923人	〇有	格発表後における証明書等の 提出期限の延長等	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書 類については、一部省略、代替書類で可能等 ・平成23年3月20日の試験について、宮城県及び東京都 で追加試験を実施(平成23年7月31日実施)	厚生労働省HPに 掲載	_		-	_	_	_	栄養士法 (昭和22年法 律第245号)
48 厚生労	∮働省 ■	調理師	都道府県又は (社)調理技術 技能センター	都道府県が実施(年1回) 掲手県:平成23年11月8日 宮城県:平成23年11月13日 福島県:実施なし	各都道府県	岩手県:376名 宮城県:554名 福島県:700名		美施	(なお、平成23年3月20日の宮城県会場は中止)			* –	-	_	_	岩手県、宮城県は、11月に実施しており、特 併措置の必要がなかったため。 福島県は、調理師試験自体実施できる状況で はなかったため。	調理師法 (昭和33年法 律第147号)
49 厚生労	予働省	專門調理師	(社)調理技術 技能センター	【前期】学科:平成23年8月1日 実技:平成23年7月30日~8月18日 【後期】学科:平成24年1月15日 実技:平成24年1月15日~2月15日	【新期】12か所《共轭市、 相等。 相等。 有效, 有效, 有效, 有效, 有效, 有效, 有效, 有效, 有效, 有效,	1, 450人						無 —	-	-	_	調理技術技能センターの判断による。	調理師法 (昭和33年法 律第147号)

									前回の実態把握の	結里				今回の把掛	最結里			
							前回	類型 (①震災前に行われた試験の	がロッチのに強く	-	特例措置の実施予定		類型	特例措置を実施している場合	±1111.4.	1	特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施していた場合を除く)	-
No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	歴把握対象	台格発表後における証明書等の提出財政を延長等、20世 の提出開版を延長等、20世 の返更、追加試験の実施、30受験料の悪変態、20 の返還、40 次5試験可、60 申込期間板を延長、70 京試験の一部免除に係る有効開限を延長、70 前限の指標を有力期限の指置をあらためて実施、90 その他に分類		特例措置の公 表・周知状況	有:特例指置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例指置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※:既に特例指置を実施しており更なる特例指置の実施予定 がある場合、その内容	有無	(①震災前に行われた試験の 合格免表後における証明書等 の提出野服の証加試験の突動 3受験形の返受験を 3受験を 3受験を 3受験を 3受験を 3受験を 3受験を 3受験を 3	特例措置の内容	特例措置の公表・周 知状況	行価通に措導決た評長後例のをしの	特例措置を実施しない理由	根拠法令等
50	厚生労働省	建築物環境衛生管 技術者	理 (財)ビル管理 教育センター	平成23年10月2日 (受験申込受付期間: H23.5.9~H23.6.15)	6か所(札幌市、仙台市、 東京都、名古屋市、大阪 府、福岡市)	10, 194人	〇有	⑨その他	試験申込み等に関し、個別の相談を受付	受験の手引きに記載	-	_	-	-	-	-	-	建築物におけ る衛生的環境 の確保に関す る法律 (昭和45年法 律第20号)
51	厚生労働省	クリーニング師	都道府県	都道府県が実施(年1回) 岩手県 平成23年9月1日 宮城県 平成23年11月25日 福島県 平成23年11月19日	各都道府県	岩手県: 28 人 宮城県: 70 人 福島県: 29	$/\!/$					無	-	-	_	- 1	就験日が震災から一定期間軽過しており、影 がかないと判断したこと。また、試験の延 朋及び、追加実施について受験者から要望が いこと。	クリーニング 業法 (昭和25年法 律第207号)
52	厚生労働省	理容師	(財)理容師美容師試験研修センター	実技試験 平成2年9月1日から 平成24年2月1日から 筆記談験 平成23年9月4日 平成23年3月4日	実技福報: 35か所(富山県、福井県、出東、福井県、出東、和東、和東、北東、和東、東、和、高東県、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東、東	2, 545人						有	②試験日の変更、追加試験の 実施	・平成23年8月1日からの実技試験につい て、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の会 場での受験者について試験日を変更(平成23 年9月5日から6日)し、対象者に対して郵 送でその旨を通知。	公表なし	_	-	理容師法 (昭和22年法 律第234号)
53	厚生労働省	美容師	(財)理容師美容師試験研修 センター	実技試験 甲成24年9月1日から 甲成24年2月1日から 筆記試験 甲成23年9月4日 甲成23年3月4日	実技試験:53か所(47都道府県(東京都6か所、大阪府2か所、その他各1板所) 所2か所、その他各1板所 第200年200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第200年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年3日 第20年	27.636人	O 有	②試験日の変更、追加試験の 実施	・平成23年8月1日からの実技試験について、岩手県、宮城県、福島県及び支城県の会場での受験者について試験日を変更(平成23年9月5日から6日)し、対象者に対して郵送でその旨を通知。	公表なし	-	_	-	-	_	_	-	美容師法 (昭和32年法 律第163号)
54	厚生労働省	給水装置工事主任 術者	技 (財)給水工事 技術振興財団	平成23年10月23日 (受験申込受付期間: H23.5.23~H23.6.30)	9 か所 (札幌市、仙台市、 習志野市、杉並区、みよし 市、大阪市、広島市、福岡 市、那覇市)	14. 869人	O 有	⑨その他	以下について、受験中込期間の間実施。 ・受験中込時に提出する給水装置工事実務従事証明書の 証明者及び証明について 実務従事を証する法人の被災により、当該法人による 給水装置工事実務従事証明書を提出できない場合等にお いて、代替となる証明書の提出により申請を受け付け る。 ・試験科目の一部免除を受ける際の給水装置工事実務 従事証明書の写しについて 被災により管工事施亡管理技術検定合格証明書を紛失 した場合において、同証明書の再交任申請中であること を証する書面の写しの提供により一部免費の申請受受 付付ける(後日、管工事施工管理技術検定合格証明書の提 出が必要)。	問合せがあった 場合、応答	-	_	-	-	-	_	-	水道法 (昭和32年法 律第177号)
55	厚生労働省	製菓衛生師	都道府県	都道府県が実施 岩手県:平成23年度11月8日 宮城県:平成23年度10月19日 福島県:今年度実施見送り	各都道府県	7, 797人						無	-	-	-	- 4	各都道府県の判断による	製菓衛生師法 (昭和41年法 律第115号)
56	厚生労働省	薬剤師	厚生労働省	平成24年3月3日、4日	9か所(北海道、宮城県、 東京都、石川県、愛知県、 大阪府、広島県、徳島県、 福岡県)	3, 274人						有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の 提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類 については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	-	-	薬剤師法 (昭和35年法 律第146号)
57	厚生労働省	登録販売者	都道府県	都道府県が実施(年1回) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 高県:平成24年2月12日 茨城県:平成23年9月14日 千葉県:平成23年9月11日 など		39, 116人	O 有	②試験日の変更、追加試験の 実施	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県では、平成23年8月に予定していた試験を延期	各県のHPに掲載	-	_	-	-	-	-	-	薬事法 (昭和35年法 律第145号)
58	厚生労働省	毒物劇物取扱責任	者 都道府県	都道府県が実施(年1回) 岩手県、平成23年11月9日、 宮城県:平成23年12月18日、 福島県:平成23年11月12日	岩手県:盛岡市(2か所)、花巻市、奥州市、一関市 宮城県:東北文化学園大学 福島県:福島県福島市(福島大学)	宮城県:418名、	//					無	-	-	_	B	は験実施時期が、11月又は12月と比較的遅い 特期であったこと。また、予定試験地が、比 校的被害が小さい内陸地域であったこと等か 、特例指置の必要が無いと判断したため。	取締法 (昭和25年法
59	厚生労働省	社会福祉士	(財)社会福祉 振興・試験セ ンター	平成24年1月29日	24か所(北海道、青森県、 治手県、北宮城県、神奈県 光手県、東京京都川県市・ 東京東京東京都川県市・ 東京東京東京東京東京 東京東京東京東京東京 東京東京東京東京東京 東京東京東京東京東京 東京東京東京東京東京 東京東京東京東京 東京東京東京東京東京 東京東京東京東京 東京東京東京東京 東京東京東京東京 東京東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京東京 東京	43, 568人	O 有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の 担出期限の延長等 ⑨その他	・平成22年度試験(平成23年3月15日合格発表)の合格 者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者について は、合格証書等を(別)社会福祉振興、試験センターで保 等、②受験資格が見込み、大学卒業見込み等)であった 者については、受験資格が確定した証明書の提出期限を 延長(23年4月末まで)、それ以降は個別対応・ ・被災対応により、社会福祉士養成施設の授業実施期間 が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修 した者については、受験資格を認めること。	(財) 社会福祉振興・試験センターのIPPに掲載 各地方厚生局がら、管内の規 施設等に周知	-	_	-	-	-	_	-	社会福祉士及び介護福祉士 法 は昭和62年法 律第30号)
60	厚生労働省	介護福祉士	(財)社会福祉 振興・試験セ ンター	【筆記試験】 平成24年1月29日 【実技試験】 平成24年3月4日	24か所(北海環、青森県、 岩手県、宮東県、 岩手県、宮東原 有赤泉川 県、新東京 石 都保 地東府 県、要県東、居県県、大阪 原東、東原、島村県 県、広島岡県、熊 県、佐島岡県、熊 県、福本県、鹿児 県、福本県、鹿児 島県、神郷県)	154, 223人	O 有	格発表後における証明書等の	・平成22年度試験(平成23年3月29日合格発表)の合格 者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者について は、合格証書等を限り社会福祉振興、試験センターで保 等、②受験資格が見込み、指述系高校卒業見込み)で あった者については、受験資格が確定した証明書の提出 期限を延長(23年4月末まで)、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、介護福祉士養成施設の授業実施期間 が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修 した者については、登録資格を認めること。	(財)社会福祉振 興・試験セル 東・一のIPIに馬か を地方厚生馬か を地方厚生馬が を地方厚に 扇か を 施設等に 周知	_		_	_	_	_	_	社会福祉士及 び介護福祉士 法 (昭和62年法 律第30号)
61	厚生労働省	介護支援専門員	都道府県	平成23年10月23日 (都道府県が実施、試験日は全国統一)	各都道府県 (岩手県は2か所、宮城 県、福島県は未定)	139, 959人	0 無	_	-	_	無(各都道府県の判断による)	無	_	-	_	- 4	各都道府県の判断による。	介護保険法 (平成9年法 律第123号)
62	厚生労働省	保育士	(社)全国保育 士養成協議会	【筆記試験】 平成23年8月6日、7日 【実技試験】 平成23年10月9日	各都道府県	46, 820人	O 有	⑨その他	受験申請書受付期間の締切である平成23年5月11日まで (消印有効)の提出が難しい場合は、電話にて詳しい状 況を確認した上で案内。	(社)全国保育士 養成協議会のHP に掲載(平成23年 4月1日付け)	_	-	-	-	_	-	-	児童福祉法 (昭和22年法 律第164号)
63	厚生労働省	社会保険労務士	全国社会保険労務士会連合会	平成23年8月28日	33か所(北海道、宮城県、 群馬県(2)、埼玉県、千葉 県、東京都(6)、神奈川県 (2)、右川県(2)、韓國県、 愛知県(3)、宋都府(2)、大 飯府(2)、朱藤県 岡山 県、広島県、香川県(2)、 福岡県(2)、熊本県、沖縄 県)	55, 445人	O 有	⑤試験地追加、他試験地への 変更可	試験地に岩手県及び山形県を追加	・平成23年4月28 日付け官報公示 ・社会保険労務 士試験公式IPIに 掲載	_	_	-	_	_	_	_	社会保険労務 士法 (昭和43年法 律第89号)

								前回の実態把握の)結果				今回の把	· 操結果		
							類型			特例措置の実施予定			特例措置を実施している場合		特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施 こいた場合を除く)	il
No. 所管府省名	資格制	判度名 実施機 団体	関・ 平成23年度の 名 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	態把握対象	(竹)鷹災前に行われた試験の 合格免表後における証明書等の提出期限の延長等。(2)試験 の提出期限の延長等。(2)試験 日の変更、追加試験の実施、 ③受練料の返還。(4)次回以降 への獲替、再受験、(5)試験地 追加、他試験地への変更。 (6)申込期間の延長、(7)試験の 一部免除に係る有効期限の延 長、(8)前年と同様の特例措置 をあらためて実施、(9)その他 に分類)		特例措置の公表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※:既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	措置の有無	類型 (1)震災前に行われた試験の 合格免表性における証明書等 の提出期限の延長等、②試験、 ③受験和の返還、《少次国政策、 ③受験和の返還、《少次国政等地 。 の申込財師の延長、⑦試験 の申込財師の延長、⑦試験の 一部免除に係る有効期限所延 長、⑧前を上同様の特別の延置 をあらためて実施、⑨その他	特例措置の内容	行政評価局を 価局知金 ・周 知状況 対策の必表・周 対策の必表・周 指型の必要・ は特質の 導入を たまた の たもの	特例措置を実施しない理由	根拠法令等
		特級ボイ (財)安全 ラー技士 技術試影	(財) 安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術 衛生 ンター (7か所) で、年1回実施。実施時 協会 同一日。 ・東北センター:平成23年10月4日	7 か所の安全衛生技術セン域 7 か所の安全衛生技術セン域 県本の一(北海道至東市、湾市、 愛知県東海市、兵庫県加古 川市、金田 県久留米市)	662人						有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験 きない場合、受験者から申し出があったとさ は、受験手数料の返還又は希望する試験日々 の変更を行う、という措置をとった(受験印 込者なし)。	公表なし	-	
64 厚生労働省	ボイラー 技士	一級ボイ (財)安全 ラー技士 技術試影	(財) 安全衛生技術試験協会の各安全衛生技 ンター (7か所) で、おおむね2か月に16 簡生 施。実施時期はおむね同一日。 ・東北センター:平成23年5月23日、7月日、9月1日、11月17日、24年1月24日、 15日	回実 ター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、 11 愛知県東海市、兵庫県加古	8,511人	O 有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込なし)。	公表なし	_	_	-	-		-	労働安全衛生 法 昭和47年法 律第57号)
		二級ボイ (財)安全 ラー技士 技術試影	(財) 安全衛生技術試験協会の各安全衛生技 ンター (7か所) で、おおむね毎月1回実 第生 ・東北センター:平成23年5月20日、6月 日・26日、7月26日、8月17日、9月6日 月17日、11月2日、12月14日、24年1月30 2月17日、3月14日	D。 女一(北海道面庭市 豆城	35, 258人	O 有	②試験日の変更、追加試験の 実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返	公表なし	_	_	-	(東北安全衛生技術センターで3月17日か3 4月30日までのいずれかの日に受験予定で あった者278人に個別に照会を行い、78人に ついて受験料を返還、200人について試験日 を変更(他の安全衛生技術センターでの受撃 を含む。) した。)	- -	-	
65 厚生労働省	ボイラー溶	游接士 (財)安全 技術試影	(財) 安全衛生技術試験協会の各安全衛生技 衛生 ンター (7か所) で、年2回実施。実施時間 間一日。 東北センター:平成23年9月14日、24年 3日	新セン域 7 か所の安全衛生技術セン域 7 か所の安全衛生技術をは 7 か所の安全衛生技術をは 7 か所の安全衛生技術を応布、京市 (道 華 東 県 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	1,078人 ^{(特別、普} 通合計)						有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験 きない場合、受験者から申し出があったとさ は、受験手数料の返還又は希望する試験日々 の変更を行う、という措置をとった(受験の 込者なし)。	き 公表なし 一	-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
66 厚生労働省	ボイラー整	修備士 (財)安全 技術試影	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技 ンター (7か所) で、年3回実施。実施時 間合。 ・東北センター:平成23年6月15日、10月 日、24年2月8日	用は 県岩沼市、千葉県市原市、 野知県東海市	3, 673人						有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験 きない場合、受験者から申し出があったとき は、受験平数料の返還又は希望する試験目 の変更を行う、という措置をとった(受験呼 込者なし)。	き 公表なし ー	-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
67 厚生労働省	クレーン・運転士	デリック (財)安全 技術試影	(財) 安全衛生技術試験協会の各安全衛生技 ンター (7か所) で、おおむね毎月1回実施等生 実施時期はおおむね同一日。 東北センター:平成23年6月21日、8月日、10月12日、11月1日、12月15日、24年10日	5 ター(北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉県市原市、22 愛知県東海市、兵庫県加古	23, 513人	O 有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場 会、受験者から申し出があったときは、受験手数料の海生 辺は希望であれた者にある月30日までのいずれかの 日に受験予定であった者(15人)に個別に無会。) ・学科試験合格者又は運転実技教習像下者であって、震 気を持ちな負傷等被災のために当路時に係る試験を受ける を機会を失い、こち日から 1年を超えた者については、 実技教習を修了したから 1年を超えた者については、 平成22年8月末までの間は、当該期間が1年を超えない 者と同様に学科試験の免除を受けることが できるものとして取り扱う。	試験の一部免除 に係る有効期限 については、 (財)安全衛生技 術試験協会のIP	_	_	_	- (東北安全衛生技術センターで3月17日か4 4月30日までのいずれかの日に受験予定で あった者15人に信別に服金を行い、5人について 受験料を返還、10人について試験日を3 更 他の安全衛生技術センターでの受験をも む。)した。)	_ -	-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
68 厚生労働省	移動式クレ士	・一ン運転 技術試影	(財) 安全衛生技術試験協会の各安全衛生技 ンター (7か所) で、年6回実施、実施時 同一日。 協会 ・東北センター: 平成23年5月11日、7月日、9月15日、11月8日、24年1月16日、 5日	別は ター(北海道恵庭市、宮城 県岩沼市、千葉県市原市、 野知県東海市、兵庫県加古	3, 857人						有	③受験料の返還 ④次度回以降への振替、再受験 ④次度の一部免除に係る有効 期限の延長	・東日本大震災で被災したことにより受験きない場合、受験者から申し出があったとは、受験手数料の返還又は希望する試験自ひ、改善をなし、。 学科試験合格者又は運転実技教習修了者であって、震災による負傷等被災のために当該免許に係る試験を受ける力を機会を失い、当該免許に係る試験を受ける力を担えた者については、平成23年9月末までの間は、当該期が1年を超えない者と同様に、学科試験の免除を受けることができるものとして取り扱った。	を 対 試験の一部免除に係る る有効期限については、(制)安全衛生技 大 載 対 対	-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
69 厚生労働省	揚貨装置運	(財)安全 技術試影	(財) 安全衛生技術試験協会の各安全衛生技 衛生 ンター (7か所) で 年1回~2回実施。3 時期は前期及び後期。 ・東北センター: 平成23年10月6日	有セクー(北海道東建市、高 7 か所の安全衛生技術で立 7 か所の安全衛生技術で京 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年	584人						有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験 きない場合、受験者から申し出があったとも は、受験手数料の返還又は希望する試験日 の変更を行う、という措置をとった。東北9 全衛生技術センターで3月17日から4月300 までのいずれかの日に受験予定であった者9 人を置し他の安全衛生技術センターでの受動 を含む、りした。	を マ 日 公表なし —	-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
70 厚生労働省	発破技士	(財)安全 技術試影	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技 衛生 ンター (7か所) で、各年2回実施。実施 協会 は記載及び後期。 ・東北センター:平成23年6月8日、12月	特期 県岩沼市、千葉県市原市、 愛知県東海市、兵庫県加古	348人						有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験 きない場合、受験者から申し出があったとと は、受験手数料の返還又は希望する試験日 の変更を行う、という措置をとった(受験 込者なし)。	・公表なし 一	-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
71 厚生労働省	潜水士	(財)安全 技術試影			6, 594人	O 有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(東北安全衛生を 情センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日 に受験予定であった者(11人)に個別に無会。)。	公表なし	_	_	-	(東北安全衛生技術センターで3月17日か4 4月30日までのいずれかの日に受験予定で あった者11人に個別に開金を行い、3人につ いて受験料を返還、8人について試験日を変 での受験性を返還、8人について試験日を変 を発していては、10人によります。 いした。)した。)した。)	- -	-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
72 厚生労働省	林業架線作	·業主任者 (財)安全 技術試影	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技 衛生 ンター (7か所) で、各年1回実施。実施 協会 は前期又は後期。 ・東北センター:平成23年6月8日	7か所の安全衛生技術セン ター(北海道恵庭市、宮城 景岩沼市、千葉県市原市、 東岩沢市、千葉県市原加 川市、広島県福山市、福岡 県久留米市)	243人						有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験 きない場合、受験者から申し出があったとは、受験手数料の返還又は希望する試験日の の変更を行う、という措置をとった(受験申込者なし)。	¥	-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)

							I	前回の実態把握の)結果				今回の把	握結果	計別世界と中央していわい場 人	
						ati	類型			特例措置の実施予定			特例措置を実施している場合		特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施していた場合を除く)	L
No. 所管府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	態把握対象	(①震災前に行われた試験事 合格免疫(における証明書級) 合格免疫(における証明書級) の担任期限、追加試験の実施 日の変更、返還、④、②試験 3受験料の悪受験、⑤試試 3の受験料を、の受験の気候 6。申込期間の延長、⑦試験の延 6。申込期間の延長、⑦試験の 10。 10。 10。 10。 10。 10。 10。 10。 10。 10。	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※:既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	特徴の無	類型 (①震災前に行われた試験の合格係表後における正明書等 の提出解していませい。 (の変形を表後における正明書等 の提出解していませい。 (の変形を表徴になり、(の変形を表徴になり、(の変形を)を表して、(の変形を)を表して、(の変形を)を表して、(の変形を)を表して、(の変形を)を表して、(の変形を)を表して、(の変形を)を表して、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変形を)を、(の変	特例措置の内容	行	長 後 例 の 特例措置を実施しない理由 を し	根拠法令等
73 厚生労働省	ガス溶接作業主任る	者 (財)安全衛生 技術試験協会	(財) 安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術 ンター (7か所) で、各年2回実施。実施時期 は前期及び後期。 ・東北センター: 平成23年10月6日	7 か所の安全衛生技術セン 2 ター (北海道恵庭市、宮城 県岩沼市・王栗県市原市、 愛知県東海市市、兵庫県加古 川市、広島県福山市、福岡 県久留米市)	1, 055人						有(③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手列を選叉は希望する試験によって変更を行う、という措置できた。東北宮金衛生技術センターで3月1日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者6人に個別に開発を行び、2人について受験を返還、4人について試験日を変更(他の安全衛生技術センターでの受験を含む。)した。	ひまた!	-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
74 厚生労働省	高圧室内作業主任和	者 (財)安全衛生 技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術 ンター (7か所) で、各年1回実施。実施時期 は前期又は後期。 ・東北センター: 平成23年11月4日		62.A						有(多次回以降への銀官、再文號	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときな、受験者外の返還又は希望する試施の変更を行う、という措置をとった(受験申込者なし)。	公表なし 一	_	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
75 厚生労働省	エックス線作業主任者	任 (財)安全衛生 技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術 ンター (7か所)で、年3回~6回実施。実施 時期はおおむ和同一日。 ・東北センター:平成23年7月20日、11月28日、24年3月6日	フか所の安全衛生技術を ラー (北海道東庭市、宮市、 ラー (北海道東東海市、原市、 県岩沼市、千市、東東東原東加 愛知県東海県加市、福岡 県大富米市)	5, 906人	〇有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う(受験申込者なし)。	公表なし	-	_	-	-		-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
76 厚生労働省	ガンマ線透過写真! 影作業主任者	最 (財)安全衛生 技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター (7か所) で、各年1回実施。実施時期は前期又は後期。 ・東北センター:平成23年11月4日	7 か所の安全衛生技術センセ ター (北海、千葉県市、原市、 景岩沼市、千葉県市原市、 愛知県東海市、兵庫県加古 川市、広島県福山市、福岡 県久留米市)	410人						有(4.次回以降への振省、再支駅	・東日本大震災で補災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う、という措置をとった(受験申込者なし)。	・ 公表なし ―	-	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
77 厚生労働省	衛生管理者	(財)安全衛生 技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター (7か所) で、毎月1回~3回実施。東北センターでは、年18回。	7 か所の安全衛生技術セン ター(北海軍連鹿市、宮城 県岩沼市、干事県市原市、 愛知東東海県東加市、福岡 川市、広島県 銀久留米市)	(第一種、 79, 117人 第二種合 計)	O 有	②試験日の変更、追加試験の 実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東北安全衛生技術センターで23年6月9日の試験日を追加した。 ・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申出出があったときは、受験手敷料の返還又は希望する試験日への変更を行う(東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(304人)に個別に照会)。	試験日の追加について、(財)安全衛生技術試験協会のHPに掲載	-	_		一 (東北安全衛生技術センターで3月17日から 4月30日までのいずれかの日に受験予定で 4月30日まの人に個別に照金を行い、68人に ついて受験料を返還、286人について試験日 を変更(他の安全衛生技術センターでの受影 を含む。)した。)	- -	_	労働安全衛生 法 (昭和47年法 律第57号)
78 厚生労働省	労働安全コンサル・ント	夕(財)安全衛生 技術試験協会	第1次試験 (筆記試験) 平成23年10月19日 第2次試験 (口述試験) 平成24年1月17日、18日、31日、2月 1日、2月2日	・第 1 次試験 (筆記試験) 東京都 (都市センターホテル) 及び6か所の安全衛生 技術センターボー (本語道思知 東海市、兵庫県治市、宮知県 京都市、福岡県久留 米市) ・第 2 次試験 (ロ 述試験) 大阪 (1/17,18/1,2/2)	810人(筆記試験) 159人(口述試験)						無	-	_		・労働安全コンサルタント試験は、年1回の実施であり、試験日(筆記試験)は震災発生から半年以上先の実施であったため。なお、被父者からの試験日の延期等に関する要望は特になかった。	法
79 厚生労働省	労働衛生コンサル・ ント	夕 (財)安全衛生 技術試験協会	・第1次試験 (筆記試験) 平成23年10月19日 ・第2次試験 (口述試験) 平成24年1月17日、18日、31日、2月 1日、2月2日	・第1次試験(筆記試験) 東京都(都市センターホテル)及び6か所の安全衛生 技術センター(北海道電布 京城県岩沼市、愛知県 東海市、長知県県加古川市 広島県福山市、福岡県久留 米市) 第2次試験(口述試験) 大阪(1/17,18) 東京(1/31,2/1,2/2)	268人(筆記試験)						無	-	-		・労働衛生コンサルタント試験は、年1回の 実施であり、試験日(筆記試験)は震災発生 から半年以上先の実施であったため。 なお、被災者からの試験日の延期等に関す る要望は特になかった。	法 (四和47年)
80 厚生労働省	作業環境測定士	(財) 安全衛生 技術試験協会	・第1回 (第1種作業環境測定士、 第2種作業環境測定士) 平成23年8月24日・25日 ・第2回 (第2種作業環境測定士) 平成24年2月13日	・第1回 (第1程作業環境測定主士、第2程作業環境測定主士、第2程作業環境規定主力、所の本金、第2を主力、所のなどの、12市、本市、高市、高市、高市、高市、高市、高市、高市、高市、高市、高市、高市、高市、高市	第2種作業環境測定士試験 815人 - 第2回 第2種作業環境測定士試						無	-	-		・作業環境測定士試験について、震災後最初 ・作業環境測定士試験について、震災後最初 に予定されていた試験日(筆記試験)が、震 災発生から5ヶ月以上先の実施であったた ある、被災者からの試験日の延期等に関す る要望は特になかった。	作業環境測定 法 (昭和50年法

								前回の実態把握の	結果				今回の把拠	星結果	
						*fi	類型			特例措置の実施予定			特例措置を実施している場合		特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し ていた場合を除く)
No. 所管府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	把握対有無	①震災前に行われた試験の合権提供を 会権提出原子。 会権提出原子。 会集後に記述計る記述の 日の実施 日の実施 報告、 記述 日の実施 報告、 記述 日の実施 報告、 記述 日の実施 報告、 記述 日の実施 表述 のの加速 のの加速 のの加速 日の更起 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 のの 記述 の の 記述 の の に の に の に の に の に の に の に の に の に	特例措置の内容	特例措置の公 表・周知状況	その内容	特徴の有無	類型 (①震災新に行われた試験の 合格免表候における証明書等 の提出対限の追加を表現の追加を 3受練生の追加を 3受練生の追加を 3受機能は試験改進の 3受機能は試験起表、②更可 加。 通加、動脈に係同様の 一部免跡に係同様を 長、⑤前年の 長、⑥前年の 長の 一部免跡に係の 一部免跡に係の 一部免跡に係の 一部免跡に係の 一部免跡に係の 一部免跡に係の 一部免跡に 一部の 一部の 一部の 一部の 一部の 一部の 一部の 一部の 一部の 一部の	特例措置の内容	行政局 行政局 原知特置の公表・周 知状況 導入を がたもの がたもの	根拠法令等特例措置を実施しない理由
81 厚生労働省	技能士	の連合団体は大会には、大会には、大会には、大会には、大会には、大会には、大会には、大会には	前期: 平成23年6月6日~9月11日 後期: 平成23年12月5日~平成24年2月19日 • 学科試験 前期: 平成23年7月24日、8月21日、8月28 日、8月31日、9月4日 後期: 平成24年1月22日、1月29日、2月1	各都道府県	775, 119人 ※受検申請 者数						有	②試験日の変更、追加試験の 実施 ⑤申込期間の延長 多その他 (参考:被災3県における措 置) 岩手:⑥ 宮城:⑥	平成23年度技能検定実施計画の一部を改正し、天災その他やむたを得ない場合に、技能検定の実施場際、実施期日、実施場所、技能検定の実施に需要を事項について要するを事項について要するととした。 立れを受ける者を表しませない。 は参考: 被災3県における具体的な措置) 登手: 受検申請期間の延長等の措置をとった。 (参考: 被災3県における具体的な措置) 登美年: 受検申請期間の延長 受検申請期間の延長 等機自言。 を受検申請期間の延長 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	おける状況) 岩手: 県庁掲示板等で公 示、県HPで公表、	職業能力開発 促進法 (昭和44年法 律第64号)
82 厚生労働省	職業訓練指導員	都道府県	各都道府県が実施(試験日、試験回数等は都道 府県によって異なる。) ※岩手、宮城及び福島県の実施日は以下のとおり。 総手県】 平成23年9月4日 (宮城県) 平成23年9月3日 (福島県) 平成23年9月10日		3, 026人						無	-	-		職業訓練指導員試験は都道府県が実施しており、特例措置の類例に関する事業は都道府県 切判断で設定しているため、国民においては世 選していない。(受験料については世の大田 団体の手数料の標準に関する数令において、 標準として金融を設定しいる。) 被災県においては、震災発生から一定期間終 過していること、他都通所で実施する試験 も受験可能なこと、他都通所で実施する試験 も受験可能なこと、受験生からの要望もな かたことから、試験の延期等は行わなかった。
83 農林水産省	農業協同組合監査士	全国農業協同組合中央会	平成23年9月1日、2日	東京都千代田区、滋賀県大 津市、岡山県岡山市、熊本 県熊本市	504人						無	-	-		試験実施日が震災発生日から、6ヶ月近く経 過していること、受験申込者から特段の要望 がなかったこと等から、実施に支障がないと 判断したため (昭和22年法 判断したため
84 農林水産省	水産業協同組合監査士	全国漁業協同組合連合会	第1回:平成23年9月27 - 28日 第2回:平成24年2月14 - 15日	第1回:東京 第2回:東京	133人 (第1回、第 2回合計)						無	-	-		試験実施日が震災発生日から、7ヶ月近く経 過していること、受験申込者から特段の要望 がなかったこと等から、例年どおりの実施に 支障がないと判断したため。 従籍242号)
85 農林水産省	森林組合監査士	全国森林組合連合会	平成23年12月1日、2日	1 箇所(東京都)	90人	\mathcal{N}					無	-	-		試験実施日が震災発生日から、9ヶ月近く経 過していること、受験申込者から特段の要望 がなかったこと等から、例年どおりの実施に 実験がなかったこと等から、例年どおりの実施に 実験がないと判断したため
86 農林水産省	獸医師	獣医事審議会	平成24年2月21日、22日 (平成22年度は平成23年2月22日、23日)	北海道、東京、福岡	1, 275人						有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の 提出期限の延長等	平成23年3月16日に合格し、同4月1日付けの散医師免許の交付を希望する者へうち、悪災の影響が必要書類(戸籍語中である者等)が人民題離な場合、仮なお、同年の日のまでに全とで対応。(なお、同年6月までに全とで対応。)	H P 掲載、各大学を 通じて合格者へ周知 (H 2 3 年 3 月 1 5 日)	歌医師法 (昭和24年法 律第186号)
87 農林水産省	調教師(中央競馬)	日本中央競馬会	(新規) - 次試験 平成23年9月28日 - 次試験 平成23年11月29~30日 (更新) 平成24年1月17~18日 平成24年1月24~25日 委員会が指定した者の試験 平成23年11月16日	栗東(迸賀県)、美浦(茨 城県)、東京競馬場(東京 都)	(新規) 一次試験105名 二次試験22名 注 (更新) 212名 委員会が指定した者の試 験						無	-	-		調教師の試験は、受験申込者である既務員等の競馬関係者から、特段の要望がなかったので、例年どおりの実施に支障がないと判断したため
88 農林水産省	調教師(地方競馬)	地方競馬全国協会	第1回 平成23年3月19日~5月12日 第2回 平成23年7月8日~9月2日 第3回 平成23年9月30日~12月2日 第4回 平成24年1月18日~3月2日	第1回原市、さいたま市、 那須塩原市、さいたま市、 第2回 那須塩原市、足崎市、 尾崎市、 福田市、沙流郡日高町、 空 等広市、 沙流郡日高町 金沢 南岡市、羽島郡 第3回市、 羽島郡 第4回原市、 港、 港、 高知市、 島橋市、 湘東 島橋市、 港、 尾市	第2回 115人 第3回 221人 第4回 64人						無	-	-		調教師の試験は、受験申込者である既務員等 の競馬関係者から、特別の要望がなかったの で、例年どおりの実施に支降がないと判断し たため (昭和23年法 (第158号)
89 農林水産省	騎手(中央競馬)	日本中央競馬会	(新規) 一次試験 平成23年10月5日 二次試験 平成24年1月30~31日 (更新) 平成24年1月17~18日 平成24年1月24~25日、27日 委員会が指定した者の試験 平成23年11月16日	栗東(滋賀県)、美浦(茨 城県)、鼓馬学校(千葉 県)、小倉鼓馬場(福岡 県)	(更新)						無	-	-		騎手の試験は、受験申込者である騎手養成学 校の生徒又は現役の駒手等の競馬関係者か ら、特股の要望がなかったので、例年どおり の実施に支障がないと判断したため (昭和23年法 律第158号)
90 農林水産省	騎手(地方競馬)	地方競馬全国協会	第1回 平成23年3月19日~5月12日 第2回 平成23年7月8日~9月2日 第3回 平成23年9月30日~12月2日 第4回 平成24年1月18日~3月2日	第1回原市、さいたま市、 那須塩原市、さいたま市、 第2回 那須塩原市、尼崎市 第2回 那須塩原市、尼崎市、福山 市第3回市、沙漆郡日高町、盛 岡市、別県郡笠松町、弥嘉市 京4回市、那須塩原市、流尾市 東4回市、市、高知市、10回市、 第2回市、元尾市	第2回 59人 第3回 142人 第4回 52人						無	-	-		騎手の試験は、受験申込者である騎手養成学 校の生能又は現役の駒手等の競馬関係者か ら、特段の要望がなかったので、例年どおり の実施に支障がないと判断したため (昭和23年法 律第158号)

									前回の実態把握の)結果		T		今回の把	握結果		
							前	類型			特例措置の実施予定			特例措置を実施している場合		特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し ていた場合を除く)	
No. 所管	府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	题 措置		等 食 食 色 D 近 匠	特例措置の公表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※:既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	特措の有例置の無の日のの日のの日のの日のの日のの別の知事の、発出変験振、込免の	類型 類で行われた試験の 表後におけてわれた試験の 表後におけて証明書等 期限の延長等の②試験の 足追加試験の実施 時の返還、場次の試験可、 明間の延長、の⑦試験の 明間の延長、の⑦試験の 明間の任長、の⑦試験の 能に係る有効期限の 能に任る有効制制 ためて実施、 9 そので実施、 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	特例措置の内容	行路周 行路周 行路通知 特例措置の公表・周 相 知状況 導達人権 部 入 た た も を た た た た た た た た た た た た た た た た	長 後 後 例 の 特例措置を実施しない理由 を と	根拠法令等
91 農林水	産省 :	土地改良換地士	農林水産省	平成23年10月16日	札幌市、仙台市、さいたま 市、金沢市、名古屋市、京 都市、岡山市、熊本市、那 覇市	160人	//					無	-	-		試験実施日が震災発生日から、ファ月近く経 過していること、被災県(宮城県)を含めて全 国の会場の確保が可能なこと、受験地を受験 有が任意に選択できること(一定期間は変更 可)、被災県の受験予定者から特段の要望がな かったことを対している。 がないと判断したため	土地改良法 (昭和24年法 律第195号)
92 農林水	産省 🏻	普及指導員	農林水産省	筆記試験:平成23年8月18日、19日 口述試験:平成23年11月28日~30日	9 か所(札幌市、仙台市、 さいたま市、金沢市、名古 屋市、京都市、岡山市、熊 本市、那覇市)	427人						⑥申し 有 ⑦試験 期限の	込み期間の延長 D一部免除に係る有効 延長	平成23年5月の試験実施公告において、岩手 県、宮城県又は福島県の在往者又は在勤者に 対して以下の措置を譲じた。 ① 受験顧書締切日(6月10日)までに受験 の室向を連絡してきた場合に、受験顧書締切 日を6月30日まで延長。 ② 平成23年限りとしていた改良普及員資格 試験各格者等への筆記試験の一部免除措置を 平成24年まで延長。	平成23年試験実施公告(官報)	_	農業改良助長 法第165号)
93 農林水	産省 オ	林業普及指導員	農林水産省	筆記試験: 平成23年7月23日 口述試験: 平成23年11月17-18-29日	北海道、山形、東京、兵庫、福岡	237人						無	-	-		試験実施日が震災発生日から、4ヶ月近く経 追していること、試験会場や5月16 1 箇所(山形) り、例年どおり東北地方にも1 箇所(山形) の会場を設けたこと、受験申込者から特段の 要望がなかったこと等から、例年どおりの実 施に支降がないと判断したため	森林法 (昭和26年法
94 農林水	産省	水産業普及指導員	農林水産省	平成23年12月7日	農林水産省	55人						無	-	-		試験実施日が震災発生日から、9ヶ月近く経 過していること、受験申込者から特段の要望 がなかったこと等から、例年どおりの実施に 支障がないと判断したため	公共団体文刊
95 経済産	業省	青報処理技術者	(独)情報処理 推進機構	【春期試験】 平成23年4月17日 ⇒6月26日・7月10日に延期 ※試験区分によって試験日が相達 【秋期試験】 平成23年10月16日	特別試験 62か所	444, 669人	O 有	実施 ③受験料の返還) と (回列に有報処理技術者高級センターに服会のこと)。 ・	〇(独)情報処理 推進機構のHPに掲載 (平成23年3月25日、4月5日) 〇春期試験の応	_	_	-	_			情報処理の促進に関する法 (昭和45年法 (第90号)
96 経済産	業省	弁理士	工業所有権審議会	【短答式筆記試験】 平成23年5月22日 【論文式華記試験】 必須科目:平成23年7月3日 選択科目:平成23年7月24日 【口述試験】 平成23年10月5日 ~10月20日	【短答式筆記試験】 7か所(東京(3か所)、大 阪、仙女(本章記試験】 3か所(東京(2か所)、大 しつ述試験】 1か所(東京)	9, 152人	O 有	⑤試験地追加、他試験地への 変更可 ⑥中込期間の延長	・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため の特別措置に関する法律第三条第3項(基づき、申し出 の特別措置に関する法律第三条第3項(基づき、申し出 と平成23年4月10日から平成23年4月21日に延 長した。 ・試験地の変更を希望する場合は、所定の手続により、 試験地の変更が可能。	_	_	-	-	-		_	弁理士法 (平成12年法 律第49号)
97 経済産	業省	沙利採取業務主任者	都道府県	平成23年11月11日	47都道府県(58箇所)	803人						有	⑨その他	【青森県】 り災者を対象とした試験手数料の不徴収(平成23年度(二実施する試験)	県線、記者発表、県 ホームページ、平成 23年度試験受験案内	_	砂利採取法 (昭和43年法 律第74号)
98 経済産	業省	采石業務管理者	都道府県	平成23年10月14日	47都道府県(56箇所)	1, 269人						有	⑨その他	【音森県】 り災者を対象とした試験手数料の不徹収(平成23年度に実施する試験)	県報、記者発表、県 ホームページ、平成 23年度試験受験案内	_	採石法 (昭和25年法 律第291号)
99 経済産	業省	抗空工場検査員	経済産業省	平成23年10月13日、14日	東京都	418人						無	-	-		試験実施日が震災発生からフヶ月経過していることから、当該試験実施に当たっての震災 の影響は少ないと判断したため。	航空機製造事業法 (昭和27年法 律第237号)
100 経済産	業省	計量士	経済産業省	平成24年3月4日 (受験申込受付期間:平成23年10月中旬~7 旬)	9 か所(北海道、東北、関 東、中部、近畿、中国、四 国、九州、沖縄)	6, 807人	O 有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の 提出期限の延長等	〈平成23年3月6日実施試験の合格者に対して行った措置 〉 ・一部被害の大きかった被災地在住の合格者について、 をの居所の確認を行い、住所変更について手続きを簡略 代した上で、新しい展所へ合格証書を送付した。 不可能となった場合には、当省HP席に、その情報を掲載して、当該合格者の合格証書が所在下期に、その情報を掲載して、当該合格者の所在地をつきとめる万策を検討した(※なお、合格証書は全て送付できたため、本万策は結果として実施せず。)。	-	_	_	-	-		_	計量法 (平成4年法 律第51号)
101 経済産	業省	高圧ガス製造保安責 王者	高圧ガス保安 協会	【大臣試験】 平成23年11月13日 【知事試験】 平成23年11月13日	【大臣試験】 北海道、宮城県、東京都、 短知県、広府东 広島県、 香川県、福岡県、沖縄県 【初東武都 47都道府県	【大臣試 験】 4, 238人 [知事試 験】 34, 601人						無	-	_		大臣試験については、震災発生から8か月程 度経過していること、受験申込者から特段の 要望が無かったこと等から、例年どおりの実 施に支降が無いと判断したため、なお、試験 の一郎免除に係る有効制限は存在しない。 知事試験については、都道府県知事による判 所。	法 (昭和26年注

										前回の実態把握の)結果			今回の把持	握結果			
No.	营府省名	資格制度	名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	思 措置	類型 (① 震災前に行われた試験の合格長表後における証明書等の提出開版を展示していました。) (日の変更、追加試験の実施、3受験措施の再受験の原因以降、追加、地期間候を有力が開放の運動を発音、影響年と同様の特別措置を各方が開発しませた。) (日本の一部免除にと同様の特別措置をあらためて実施、③ その他に分類)	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※:既に特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 がある場合、その内容	類型 (①震災前に行われた試験の 特例の投出期に行われた試験の 等例の投出期限の追加速、②実施、 等の力の表現。 第一次の再映地への変更可能、 のの加、期間の延長や効の更地への変更は験の加加、期間の延長を効期限の延長を のの地に係る同様の特別限例指 長、⑧前とのて実施、⑨その地では、 を表した。	特例措置を実施している場合	特例措置の公表・周知状況	行価通に措導決た評長後例のをしの	特例措置を実施しない理由	根拠法令等
102 経済	全業省 名	友化石油ガス	設備士協	馬圧ガス保安 3会	筆記試験:平成23年11月13日 技能試験:平成23年11月27日	全国47都道府県・59カ所	1, 253人	//					無	-	-	_	東日本大震災から試験の実施時期(平成23年 11月)までは一定の期間経過していたため。	液化石油ガス の保安の確保 及び取引の適 正化に関する 法律 (昭和42年法 律第149号)
103 経済	産業省 コ	ニネルギー管	理士(共	財) 省エネル デーセンター	平成23年9月25日 (受験申込受付期間:平成23年7月1日~22日)	10か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、富山市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	12, 516人	〇有	②試験日の変更、追加試験の 実施 ⑤申込期間の延長	ものを7月1日から7月22日に延期)	(財) インス (リ)	_		_	-	_	_	エネルギーの 使用の合理化 に関する法律 (昭和54年法 律第49号)
			主任技 者	計試験セン	【一次試験】 平成23年9月3日 【二次試験】 平成23年11月27日 (受験申込受付期間:平成23年5月23日~6月10日 ※インターネットによる申込みは6月17日午後5時まで)	10か所(札幌市、仙台市、 東京都、名古屋市、野々市 町、大阪市、広島市、高松 市、福岡市、那覇市)	2,306人(総申込者)						→ ⑦試験の一部免除に係る有効	・第一種電気主任技術者試験の一次試験免除 者の資格有効年度を1年延長 等一種電気主任技術者試験の科目合格留保 者の資格有効年度を1年延長 ※対象者: 平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋 沖地需の災害救助法適用地域に居住する者で 平成23年度更中し込みさしなかった次の者 ・平成22年度一次試験に合格した者 ・平成21年度又は平成22年度に科目合格した 者	(財)電気技術者試験 センターのHPに掲	_	-	
104 経済£	企業省 1.	意気主任 気術者 第二 気活	主任技 者	財) 電気技術 計試験セン z —	【一次試験】 平成23年9月3日 【二次試験】 平成23年11月27日 (受験申込受付期間:平成23年5月23日~6月10日 米インターネットによる申込みは6月17日午後5時まで)		9,710人(総申込者)	O 有	⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長	・第二種電気主任技術者試験の一次試験免除者の資格有 効年度を1年延長 ・第二種電気主任技術者試験の科目合格留保者の資格有 効年度を1年延長 ※対象者・ 平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震の災害 教助法適用地域に居住する者で平成23年度受験申し込み としなかった次の者・平成22年度一次試験に合格した者 ・平成21年度又は平成22年度に科目合格した者	(財)電気技術者 試験センターの HPに掲載 (平成23年4月8 日付け)	_		-	-	_	_	電気事業法 (昭和39年法 律第170号)
		第気衛	主任技 者	財) 電気技術 部試験セン -	平成23年9月4日 (受験申込受付期間:平成23年5月23日~6月10 日 ※インターネットによる申込みは6月17日午後5 時まで)	市、野々市町、彦根市、京	50, 794人	〇有	⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長	・第三種電気主任技術者試験の科目合格留保者の資格有 効年度を1年延長 ※対象者 平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震の災 害教助法面地域に居住する者で平成23年度受験申し込 みをしなかった次の者 ・平成21年度又は平成22年度に科目合格した者	(財)電気技術者 試験センターの HPに掲載 (平成23年4月8 日付け)	_		-	-	_	_	
		第 気.	一種電 (見者)	一	【筆記試験】 平成23年10月2日 【技能試験】 平成23年12月4日 (受験申込受付期間:平成23年7月5日~22日 ※インターネットによる申込みは7月29日17時まで)	(22年度筆記試験) 12か所(札幌市、仙台市、 新潟市、東京都、埼玉県、 名古屋市、金沢市、大阪 府、広島市、高松市、福岡 市、沖縄県)	46, 742人(総申込者)	O 有	⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長	・筆記試験免除を平成24年度に適用 ※対象者 東日本大震災の災害教制法適用の地域(東京都を除く)に 展住し、平成23年度に受験できない筆記試験免除者(平 成22年度筆記試験合格者)	(財)電気技術者 試験センターの HPに掲載 (平成23年6月17 日付け)	_		-	-	_	_	
105 経済	電 1	宝気工事 - - 第気	二種電電者	財) 電気技術 試験セン 7 一	上期試験 【華記試験】 「中成23年6月5日 【技能試験】 中成23年7月23日 · 24日 下期試験 平成23年10月1日 【技能式験】 平成23年10月1日 【大成23年12月3日	上期試験 ・筆記試験:56か所 ・技能試験:55か所 下期記試験:12か所 ・策記試験:11か所	131,964人 (総申込者)	O 有	⑥申込期間の延長 ⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長	・平成23年度上期試験及び下期試験の受験申込受付期間 を別途設定 ※対象者 東日本大震災の災害救助法適用の地域(東京都を除く) に居住する者 ・筆記試験免除を平成24年度に適用 対象者 東日本大震災の災害救助法適用の地域(東京都を除く)に 居住し、平成23年度に受験できない筆記試験免除者(平成22年度筆記試験合格者)	(財)電気技術者 試験センターの HPに掲載 (平成23年3月28 日付け、4月11 日付け)	_		_	-	_	_	電気工事士法 (昭和55年法 律第139号)

									前回の実態把握の	結果				今回の把握	屋結果			
								類型			特例措置の実施予定			特例措置を実施している場合			特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し ていた場合を除く)	
No. 所	管府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	車位の 平成22年度の 受験者数 推設文章	把握対象	(①震災前に行われた試験の合格免表後における証明書等の提出開金を開発等。(全試験日の変更、追定の証明書等の要に以降の変更、企業を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	特例措置の内容	特例措置の公 表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理句 ※:既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	措の無の無い。一番で	類型 ①震災前に行われた試験の ・ 格免表後における証明書等 提出期限の延試長等、(2試験、 の受験料の場所を ・ 通過で、(2試験、 の受験料のの変更可、 の一般を ・ 通過で、(2試験、 のの、(2試験、 のの、(2試験の、(2試験の、(2試験の、(2試験の、(2試験の、(2試験の、(2試験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式験の、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式験の、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式験の、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(2式)を)、(特例措置の内容	特例措置の公表・周 知状況	行価通に措導決た 政局知特置入定も 評長後例のをしの	特例措置を実施しない理由	根拠法令等
106 経済	f産業省	ガス主任技術者	(一財)日本ガス機器検査協会	平成23年9月25日	10か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、富山市、吹田市、広島市、高松市、福岡市、沖縄市)	8, 417人	//					無	-	-	_	_	平成23年9月25日に試験を実施したが、当時、 震災後十分に時間を経ていると判断したため	ガス事業法 (昭和29年法 律第51号)
107 経済	f産業省	火薬類取扱保安責任 者	(社)全国火薬 類保安協会	【知事試験】 平成23年8月22日	【知事試験】 47都道府県	3, 835人	//					無	-	-	-	=	が かんだに うい Cis、 間足 門 水 が 学 に S の 下!	火薬類取締法 (昭和25年法 律第149号)
108 経済	· 産業省	火薬類製造保安責任 者	(社)全国火薬 類保安協会	【大臣試験】 平成23年11月1,2日 【 取23年8月28日	【大臣試験】 東京都 東京都 長知事試験】 47都道府県	【大臣試 験】 166名 [知等試 験】 139名	$\left/ \right/$					無	-	-	-	-	大臣試験については、震災発生から8か月程度経過していること、受験申込者から特段の要望が無かったこと等から、例年とおりの実施に支障が無いと判断したため。なお、試験の一部免除に係る有効期限は存在しない。 別事試験については、都道府集知事による判断。	火薬類取締法
109 経済	產業省	競輪選手	(財) J K A	〈男子〉 【第1次試験】 ·技能試験 平成23年9月18日~21日 ·遗性試験 平成23年9月13日 ·技能試験 平成23年11月10日 ·遗正私試験 平成23年11月10日~11日 (応募受付期間:平成23年7月5日~8月2日) 〈女子〉 【第1次試験 平成23年10月5日 ·遊性試験 平成23年10月4日 【第2次試験 平成23年10月4日 【第2次試験 平成23年10月4日 【第2次試験 平成23年11月17日 ·造性試験 平成23年11月17日 ·造正私試験 平成23年11月17日~18日 (応募受付期間:平成23年7月5日~8月2日)	【第2次試験】 ・技能試験、適正試験 日本競輪学校(静岡県伊豆市)	試験317名、 適正試験95 名) ※第 1 次試 験の技能試 験、適正男 43名(5名、に選択制						無	-	-	-	_	震災後、十分な時間が経過していると判断し たため。	自転車競技法 (昭和23年法 律第209号)
110 経済	r産業省	競輪審判員	(財)JKA	平成23年9月8日~9日 (受験申込受付期間:平成23年7月6日~8月26日)	日本競輪学校(静岡県伊豆市)	2名 /	//					無	-	-	-	-	震災後、十分な時間が経過していると判断したため。	自転車競技法 (昭和23年法 律第209号)
111 経済	産業省	小型自動車競走選手	(財) J K A	平成23年度は試験の実施なし	L	〈男子〉 965名 (一般 試験944名、 験は、平成 22年1月、 安子〉 第2次試験 22名(一般試 4月に実施						-	-	-	-	_	資格試験を実施していないため。	小型自動車競走法 (昭和25年法律第208号)
112 経済	· 在業省	小型自動車競走審判 員	(財) J K A	平成23年6月30日	東日本小型自動車競走会伊勢崎支部	<男子> 7名 <女子> 3名	//					無	_	-	-	_	受験申込者から特段要望がなかったことか ら、震災後、十分な時間が経過していると判 断したため。	小型自動車競走法 (昭和25年法律第208号)
113 経済環境	產業省 省	公害防止主任管理者	(社)産業環境 管理協会	平成23年10月2日	9か所(札幌市、仙台市、 東京都(含神奈川県)、名 古屋市、大阪府、広島市、 高松市、福岡市、那覇市)	143人	//					無	-	-	-		震災から十分な時間を経ていると判断したため。なお、(社)産業環境管理協会、経済産業省担当課及び環境省担当課に対して、受験者からの特例措置の要望はなかった。	特定工場における公寓防止
114 経済環境	産業省	公害防止管理者	(社)産業環境 管理協会	平成23年10月2日	9 か所(札幌市、仙台市、 東京都(含神奈川県)、名 古屋市、大阪府、広島市、 高松市、福岡市、那覇市)	29, 313人	O 無	-	-	-	無 (平成23年10月2日に試験を実施する予定であり、震災後十分に時間を経ていると判断したため。また、(社)産業環境管理協会、経済産業省担当課及び環境名担当課に対して、現時点で受験者からの要望が来ていないため。)	無	-	_	-	_	震災から十分な時間を経ていると判断したため。なお、(社)産業環境管理協会、経済産業名担当課及び環境名担当課に対して、受験者からの特例措置の要望はなかった。	特定工場における機関では ける機の法律に 組織の法律 (昭和46年法 律第107号)
115 経済	産業省	高圧ガス販売主任者	高圧ガス保安 協会	【知事試験】 平成23年11月13日	【知事試験】 47都道府県	11, 237人	//					無	-	-	-	-	知事試験については、都道府県知事による判 断。	高圧ガス保安 法 (昭和26年法 律第204号)
116 経済	產業省	中小企業診断士	(社)中小企業 診断協会	1 次試験 平成23年8月6日、7日 2 次試験 ・筆記試験:平成23年10月23日 ・口述試験:平成23年12月18日	1次試験 13か所(札幌、仙台、東京 (6か所)、名古屋、大阪 (2か所)、広島、福岡)	15, 922人(1次試験)(O 無	-	-	-	無:試験実施日が震災発生日から一定期間経過後であること から、影響が少ないと判断したため。(平成23年度の申込 者数は前年とほぼ同数となっている。)	無	-	-	-	=	試験実施日が震災発生日から一定期間経過後であることから、影響が少ないと判断したため。(平成23年度の申込者数は前年とほぼ同数となっている。)	中小企業支援 法 (昭和38年 法律第147 号)
117 経済	產業省	核燃料取扱主任者	経済産業省	第44回筆記試験 平成24年3月15日~16日	1か所(東京)	103人						有	必試験日の変更、追加試験の 変施	十成23年3月17日から10日に実施を予定していた試験を中止(延期)し、平成23年6月9日から10日に実施、	受験生に対して電話 で中止の連絡を行 い、再実施にあたっ には中に報と共に 案内はがきの送付を 行った。	-	_	核燃料物質の 加工の事業に 関する規則 (昭和40年総 理府令第37 号)
118 国土	:交通省	溶接工	地方運輸局等	申請毎に実施	申請された場所において実施	376人						無	_	_	-	-		船舶構造規則 (平成10年運 輸省令第16 号)

						前回の実態把握の							今回の把持				
							類型			特例措置の実施予定			特例措置を実施している場合		-	特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し (いた場合を除く)	
No. 所管府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	態措置	(①産災前に行われた試験の合格免表性における証明書等の提出期度の延長等、2)試験日の変更、適加試験の実施、3)受験料の返進、④次回以降への振替、再受験、5)試験地・の変更の動力、10億円を10億円を10億円を10円である。 中部免除に長くる有効期限の延長、7)試験の一部免除に長くる有効期限問題を表しためて実施、③その他に分類)	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※:既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	有無	類型 (①震災前に行われた試験の (②) 震災前に行われた試験の (②) 無い前に行われた試験。 (○) 自然表後における証明書等 (○) 四級 (○) (○) 四級 (○) 四級 (○) (○) (○) (○) (○) (○) (○) (○) (○) (○)	特例措置の内容	特例措置の公表・周 知状況	行政評 価局長 通知後	特例措置を実施しない理由	根拠法令等
119 国土交通省	水先人	国土交通省	筆記試験 : 平成23年5月、平成23年9月、平成24年1月 口述試験 : 平成23年6月、平成23年9月、平成24年2月	5箇所(横浜市、名古屋 市、大阪市、神戸市、福岡 市)	34人	\mathbb{Z}					無	_	-	_	_ 4	g災地において試験を行っておらず、かつ、 g災した受験予定者が無かったため。	水先法 (昭和24年法 律第121号)
120 国土交通省	船舶料理士	(財)日本船員 福和知雇用の 福知の を は り び 害 防止協 会	O (財) 日本船員福利雇用促進センター 第1回:平成23年5月23日~25日 第2回:平成23年1月22日~24日 第3回:平成24年2月21日~23日 〇船員災害防止協会 平成23年10月22日	〇(財)日本船員福利雇用 促進センター 1箇所 (マニラ) 〇船員災害防止協会 1箇所 (東京都)	107人						無	_	_	_	_	特段の要望は出ておらず、現状の運用で対応 きていると思料されるため。	船員法 (昭和22年法 律第100号)
121 国土交通省	救命艇手	国土交通省	実施なし	実施なし	7人						-	-	_	_	- 5	関係団体又は船社の要望により実施するた)、特例措置は講じていない。	船員法 (昭和22年法 律第100号)
122 国土交通省	衛生管理者	国土交通省本 省、地方運輸 局	平成23年12月8日	1箇所(横浜市)	1人						無	-	-	_	_ =	試験実施日が震災発生日から9ヶ月近く経過し にいることから、震災の影響が一定程度終息 ていると思料されるため。	, 船員法 (昭和22年法 律第100号)
123 国土交通省	海技士(航海)	国土交通省	定期試験:平成23年4月~、平成23年7月~、平成23年1月~、平成23年10月~、平成24年2月~ 臨時試験:随時	地方運輸局等	5, 618人						有		・試験地変更 ・試験地変更 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・本記試験及び身体検査合格者に対する試験 の名略期間の延長 達した者に対する筆記試験の一部免除の期間 の延長 ・受験手続きにおける本人確認の弾力化 ・受験に必要な乗船履歴の確認の弾力化 ・被災者の要望に添った臨時試験の実施	て公表	_	-	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法 (昭和26年法 律第149号)
124 国土交通省	海技士(機関)	国土交通省	定期試験:平成23年4月~、平成23年7月~、平成23年1月~、平成23年10月~、平成24年2月~ 随時試験:随時	地方運輸局等	4. 046人						有	②試験日の変更、追加試験の 実施 ⑤試験地追加、他試験地への 変更可 ⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長 ⑨その他	・試験地変更 ・試験由変更 ・試験日変更 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・素記試験及び身体検査合格者に対する試験の名略期間の延長 ・遠した者に対する暈記試験の一部分除の期間 の延長 ・受験手続きにおける本人確認の弾力化 ・接験に必要な乗船履歴の確認の弾力化 ・被災者の要望に添った臨時試験の実施	①平成23年3月24日 付け国土交通省HPに で公表 ②平成23年3月24日 付け東北連輸局HPに て公表	_	-	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法 (昭和26年法 律第149号)
125 国土交通省	海技士(通信)	国土交通省	定期試験:平成23年4月~、平成23年7月~、平成23年7月~、平成23年10月~、平成24年2月~ 臨時試験:随時	地方運輸局等	15 人						有	②試験日の変更、追加試験の実施 実施 ⑤試験地追加、他試験地への 変更可 ⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長 ⑨その他	・試験地変更 ・試験出変更 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・未受験者に対する申請書類の返還 ・幸記試験とび身体検査合格者に対する試験 ・毎節記録の延長 ・選した者に対する筆記試験の一部免除の期間 の延長 ・受験に必要な乗船履歴の確認の弾力化 ・受験に必要な乗船履歴の確認の弾力化 ・被災者の要望に添った臨時試験の実施	て公表	_	-	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法 (昭和26年法 律第149号)
126 国土交通省	海技士(電子通信)	国土交通省	定期試験:平成23年4月~、平成23年7月~、平成23年10月~、平成24年2月~ 成23年10月~、平成24年2月~ 臨時試験:随時	地方運輸局等	647. 人						有	②試験日の変更、追加試験の実施 (5)試験地追加、他試験地への変更可 ⑦試験地追加、他試験地への 変更可 ⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長 ⑨その他	・筆記試験の一部試験科目について基準点に 達した者に対する筆記試験の一部免除の期間	①平成23年3月24日 付け国土交通省HPに て公表 ②平成23年3月24日 付け東北連輸局HPに て公表	_	-	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法 (昭和26年法 律第149号)
127 国土交通省	小型船舶操縦士	(財)日本海洋 レジャー安 全・振興協会	通年	全国各所	29, 448人						有	⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長	・学科又は実技試験に合格した者に対する試験の省略期間の延長 ・教習所の課程を修了した者に対する操縦試験の一部免除の期間の延長	指定試験機関の各窓	_	-	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法 (昭和26年法 律第149号)
128 国土交通省	航空従事者	国土交通省	学科試験実施時期 年6回 - 5月期 - 7月期 - 7月期 - 9月期 - 11月期 - 11月期 - 11月期 - 1月期 - 1月期 - 1月期 - 1月期	学年本国共 (東京)	5,619人 (学科)						有	05000 05# TES	震災に伴い、3月期の学科試験において、被災のため学科試験のから学科試験のから学科試験のの受験申請者の経験申請者の指数のは、成長のは、10年の受験申請者の対策のは、原代のは、10年のは、10年のは、10年ので、原代のでは、10年ので、原代のでは、10年ので、原代のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは		-	-	航空法(昭和 27年法律第 231号)
129 国土交通省	動力車操縦者	地方運輸局	章記試験 平成22年9月8日 平成24年3月8日 技能試験 平成23年10月~12月 平成23年4月~6月(予定)	筆記試験 9か所(北海道、宮城県、 新潟県、神奈川県、愛知 県、大阪府、広島県、香川 県、福岡県 技能試験 各鉄軌道事業者	198人						無	-	-	-	- 1	1/大肥しており、足物的に又歌が可能でめ	動力車操縦者 運転免許に関 する省令 昭和31年運 輸省令第43 号)
130 国土交通省	海事代理士	国土交通省	平成23年9月30日	11箇所(札幌市、仙台市、 横浜市、新潟市、名古屋 市、大阪市、神戸市、広島 市、高松市、福岡市、那覇 市)	344人						無	_	-	_	_ 1	試験実施日が震災発生日から半年以上経過し いること、被災地県(宮城)を含めて全国 箇所の試験地の確保が可能であることから 羽年通りの実施に支降がないと判断したた)。	(昭和26年法
	旅行業務 管理者		平成23年10月9日	(22年度) 11か所(北海道、宮城県、東京都(3か所)、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県)	13,351人	0 無	_	-	-	無(試験は平成23年10月に実施されることから、震災の影響が一 定種度終急していると思料されるため)	無	-	-	_	_ 8	は験は平成23年10月に実施されることから、震災 影響が一定程度終息していると思料されるため	旅行業法
131 国土交通省	取扱管理 国内旅行 業務取扱 管理者	(社)全国旅行 業協会	平成23年9月11日	県、汗神県) (22年度) (22年度) 12か所(北海道、宮城県、埼 玉県、東京都(3か所)、神奈川 県、愛知県、大阪府、岡山県、 福岡県、沖縄県)	16,287人	O 無	-	-	_	無(試験は平成23年9月に実施されることから、震災の影響が一定程度終息していると思料されるため)	無	_	-	_	_ 8	は験は平成23年9月に実施されることから、震災 影響が一定程度終息していると思料されるため	—(昭和27年法律 第239号)

								前回の実態把握の結果					结构排物				
								類型			特例措置の実施予定		特例措置を実施している場合			特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し ていた場合を除く)	
No. 所管府省名	管府省名	資格制度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	把握対有無	(①震災前に行われた試験の合格免表後における証明書等の提出開度の延長等、2試験日の変更、追加試験の実施、3受験料の変更、3位別以降への振替、再受験、5試験地、6位別の延長、7試験の一部免除に係る有効開度の延長、7試験の基長、2前年と同様の特例措置をあらためて実施、③その他に分類)	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	有:特例指置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例指置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理句 ※:既に特例指置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	類型 (①震災制に行われた試験等 特例の提出期限の超長等 (①高級集員 (②高級集員 (②高級集員 (②高級集員 (②高級集員 (②高級集員 (②高級集員 (②高級集員 (②高級集員 (③高級集員 (○高級集員	特例措置の内容	特例措置の公表・周 知状況	行価通に措導決た評長後例のをしの	特例措置を実施しない理由	根拠法令等
132 国土3	を通省 道	通訳案内士	(独)国際観光	華記試験 平成23年8月28日 口途試験 英語-平成23年12月4日 英語以外:平成23年12月11日 (受験申込期間:平成23年5月16日~6月20日)	筆記試験 ・日本国内 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市・日本国が(ソウル市、北京、香港特別行政区、台北市) ロ述試験 ・英語:東京都、京都府、福岡市 ・英語以外:東京都	5,15570	O 無	-	-	-	無(試験が平成23年8月以降にあり、震災の影響が収まってきたことから特例指置を予定していない)	無 —	-	-	_	試験が平成23年8月以降にあり、震災の影響が収まってきたことから特例措置を実施しなかった。	Z 通訳案内士法 (昭和24年法律 第210号)
133 国土3	交通省 5	地域限定通訳案内士	北海道、岩手 果木栃木県、 時間 東 東 、沖縄県	○北海道 華記試験 平成23年8月27日、28日 □述試験 平成23年12月18日 (受験中入期間: 平成23年8月28日、10月2日 □述試験 平成23年8月28日、10月2日 □述試験 平成23年8月28日、10月2日 □述試験 平成23年12月18日 (受験中入期間: 平成23年8月28日、9月25日 □述試験 平成23年8月28日、9月25日 □述試験 平成23年8月27日、28日 □述試験 平成23年8月27日、28日 □述試験 平成23年8月27日、28日 □述試験 平成23年5月16日 (受験中入期間: 平成23年5月16日 (与月30日)	北海道、岩手県、栃木県、静岡県、長崎県、沖縄県	〇北海道61 人〇岩手県29 人(0 板木県19 人(1) 科剛県19 人(1) 人(1) 科剛県52 人(1) 科幌県123 人						無	_	_	_	試験が平成23年8月以降にあり、震災の影響が収まってきたことから特例措置を実施しなかった。	外国人観光客の旅行の促進観光 の旅行の促進観に よる国際に関 の振興は の振興は (平成9年 は年第91号
			国土交通省	自動車整備土技能検定試験 種目:二級自動車シャン整備土 学科試験:平成23年5月3日 実地試験:平成23年5月1日 (受付期間:平成23年5月9日~13日) ※全部免除申請:随時受付	*子科試験: 各地万運制局及 び沖縄総合事務局が指定す ス無道府具	全部免除申 (二級自動車 請を含む技能 シャン整備 検定申請者 数33,253人 級受終者 数:63人)	0	⑦試験の一部免除に係る有効 期限の延長	・特定被災地域内の住所を有する者について、自動車整備士 技能検定の試験免除の有効期間が平成2年3月11日から同 年8月30日までのものは、平成23年8月31日まで延長 ※特定被災地域:岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域 並びに青森県、栃木県、干業県、新潟県及び長野県の区域の うち、東北地方太平洋中地震による災害に際し災害教助法が 適用された市町村の区域			-		-	-		道路運送車両 法 (昭和26年法律 第185号)
134 国土3	₹通省 目		(社)日本自動 車整備振興会	【参考】 目動車整備技能登録試験 第1回登録試験 学科試験:平成23年10月2日 実技試験:平成24年1月15日 (受付期間:平成23年8月1日~5日) 第2回登録試験:平成24年3月25日 -中科(報記)試験:平成24年3月25日 -口遊試験(一級小型のみ):平成24年5月13日 -实技試験:平成24年5月26日 (受付期間:平成24年1月23日~27日)	学科(筆記)試験: 各自動車整備振興会所在地の都追府県等 口述試験(1級小型のみ): 札 幌, 宮城、新潟、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡、 東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡、沖縄	(22年度第1 回と第2回の 45,534人 学科試験受 競者(口述 試験を除く))	有〇	実施 ③受験料の返還 ⑤試験地追加、他試験地への 変更可	・平原22年3月20日東施の平成22年度第2回自動車整備計能 登録試験平料試験について、宮城及び福島における試験の実 施を中止し、京城の水戸会輔は、試験会場を変更、震災の影響 により当初予定していた受験会場と概なる場所で受験すること 各常皇することもの。産災の影響で試験を欠限に者に対した者に対して 追試験を23年6月19日に実施、追試験を受験しない者(集権 者)に対し受験料を返還。	刺半空调您央云迷		_	_	-	_	_	道路運送車両 法 (昭和26年法律 第185号)
135 国土3	を通省 ゴ	運行管理者(旅客自動 車)	(財)運行管理 者試験セン	第1回:平成23年8月28日 (申請期間:平成23年5月27日~6月17日) 第2回:平成24年3月4日 (申請期間:平成23年11月25日~12月16日)	全都道府県	6,046人 (22年度第2 回試験)	O 無	-	-	_	無(運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的に受 験可能なため。なお、次回試験は平成23年8月28日に実施予定。)	*	-	_	_	運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的に受験可能なため。なお、次回試験は平成24年8月26日に実施予定。	道路運送法 (昭和26年法律 第183号)
136 国土3	を通省 重	運行管理者(貨物自動 車)	(財)運行管理 者試験セン ター	第1回:平成23年8月28日 (申請期間:平成23年5月27日~6月17日) 第2回:平成24年3月4日 (申請期間:平成23年11月25日~12月16日)	全都道府県	24,295人 (22年度第2 回試験)	O 無	-	-	_	無(運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的に受 験可能なため。なお、次回試験は平成23年8月28日に実施予定。)	*	-	-	_	運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的に受験可能なため。なお、次回試験は 平成24年8月26日に実施予定。	貨物自動車運 送事業法 (平成元年法律 第83号)
137 国土3	を通省 第	気象予報士	(財)気象業務	第1回:平成23年8月28日 (申請期間:平成23年6月20日~7月8日) 第2回:平成24年1月29日 (申請期間:平成23年11月14日~12月2日)	6か所(北海道、宮城県、東京 都、大阪府、福岡県、沖縄県)	第1回 4,787人 第2回 4,330人	O 無	_	(備考:平成22年度第2回気象予報士試験結果の合否通知 を再発行)	(財)気象業務支援 センターHPに掲載	無(震災後初の試験が平成23年8月末であり、申請手続や試験会 場確保など、運営上で特段の問題は発生しておらず、通常どおりの 実施が可能なため。また、受験者からの要望も特にないため。)	無 —	_	-	-	申請手続や試験会場確保など、運営上で特段の 問題は発生しておらず、通常どおりの実施が可能 なため。また、受験者からの要望も特にないため。	(昭和27年法律
138 国土3	を通省	不動産鑑定士	国土交通省土 地鑑定委員会	短答式試験 平成23年5月15日 論文式試験 平成23年7月30日~8月1日	短答式試験 [全国10か所] 北海道 東京都 新海海、東京都 氏島族、大個県 沖縄與 計 所了、東京都 大大阪府、 福 明 、大阪府、 福 明 、大阪府、 福 明 、大阪府、 福 明 、大阪府、 大阪府、 大阪府、 大阪府、 大阪府、 大阪府、 大阪府、 大阪府	短答式試験 2,600人 論文式試験 1,130人	$\left \right $					(5)他試験地への変更可 (6)申込期間の延長	⑤他試験地への変更可:宮城県仙台会場での 受験を希望していた受験者で、試験地の変更 を希望する者の変更を認めて、 ⑥申込期間の延長:平成23年3月1日から同11 日までとしていた申込受付期間を同17日まで に延長	⑥国土交通省IP及び 各都道府県主管課へ	_	_	不動産の鑑定 評価に関する 法律 (昭和38年法 律第152号)
139 国土3	を通省 こ	土木施工	(財)全国建設 研修センター	平成23年7月3日(学科)、10月2日(実地)	13か所(札幌、釧路、青森、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、岡山、広島、高松、福岡、那覇)	39,733人 (学科)	O 有		月0日までに延安	(財)全国建設研修 センターHPに掲載 (H23.4.1)	-		-	-	-	-	建設業法 (昭和24年法律
		(2級)	研修センター	平成23年10月23日	台、秋田、東京、新潟、高山、 静岡、名古屋、大阪、松江、岡 山、広島、高松、高知、福岡、 鹿児島、那覇) 学科:10か所(北広島市、仙台	28,992人(学科)	0 有	⑥申込期間の延長	平成23年4月14日から同28日までとしていた申込受付期間を5 月13日までに延長	(財)全国建設研修 センターHPに掲載 (H23.4.1)	-		-	_	_	_	第100号)
140 国土3	≿通省 対	建設機械 (1級)	(社)日本建設 機械化協会	平成23年6月19日(学科) 平成23年6月19日および 8月~9月(実地)	字件: 10か所(北広島市、山戸市、東京都、新潟市、名古屋市、東大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市) 学科:10か所(北広島市、仙台	2,616人 (学科)	///					有⑥申込期間の延長	平成23年3月11日から4月8日までとしていた申込 受付期間を4月28日までに延長	(社)日本建設機械化 協会HPにて公表	-		建設業法 (昭和24年法律 第100号)
		管工事施	(社)日本建設 機械化協会 (財)全国建設	平成23年6月19日(学科) 平成23年8月~9月(実地)	市、東京都、新潟市、名古屋 市、東大阪市、広島市、高松 市、福岡市、那覇市) 10か所(札幌、仙台、東京、新	5,613人(学科)		⑥申込期間の延長	平成23年3月11日から同4月8日までとしていた申込受付期間 を4月28日までに延長	(社)日本建設機械 化協会HPICで公表	-	ー ー ー ー	-	平成23年8月18日付	-	_	
141 国土3	₹通省	工管理技士(1級) 工管理技士(1級) 工管理技士	(財) 全国建設 研修センター	平成23年9月4日(学科)、12月4日(実地)	潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇) 13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大	18,491人(学科)	0 #	_	_	_	無(必要に応じて検討)	有 (⑤試験地追加、他試験地への変更可 (⑤試験地追加、他試験地への		け(財)全国建設研修 センターHPにて公表 平成23年11月8日付	0		建設業法 (昭和24年法律 第100号)
		工管理技 士(2級)	研修センター	平成23年11月20日	京、初為、並バ、石口産、八 阪、広島、高松、福岡、鹿児 島、那覇)	11,862人 (学科)	O 無	_	-	_	無(必要に応じて検討)	有変更可	受験地の変更可	け(財)全国建設研修 センターHPにて公表	0	_	

									前回の実態把握	の結果				今回の把	握結果		
								類型			特例措置の実施予定			特例措置を実施している場合		特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し ていた場合を除く)	,
No. 所管府省名	資格制	別度名 :	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平成23年度の 試験地	平成22年度の 受験者数	前回の実態把握対象 特措の有	③受験料の返還、④次回以降	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無:特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※:既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	措置の有無	類型 (①震災無険に対ける証明書級の 合格免表後における証明書級の 合格免表後における証明書級の 存出期限の証長等、②財政の変更、必定試験、②受験料の返還、从次回談等、必定試験、企業、の振替、成功の一部免除に係る有効特別の指し、多、⑧前年の共享、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、9、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、日本の表別をは、1、	特例措置の内容	特例措置の公表・周 知状況 期 対決況 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	政評 局長 対待例 蓋の 入を こし もの	根拠法令等
142 国土交通省	造園施工	造園施工 管理技士 (1級)	オ) 全国建設 修センター	平成23年9月4日(学科)、12月4日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新 潟、名古屋、大阪、広島、高 松、福岡、那覇)	5,143人(学科)	O 無	-	-	_	無(必要に応じて検討)	有	⑤試験地追加、他試験地への 変更可	受験地の変更可	平成23年8月18日付 け(財)全国建設研修 センターHPにて公表	0 –	建設業法 (昭和24年法律
	1	造園施工 管理技士 (2級)	オ) 全国建設 修センター	平成23年11月20日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇)	4, 390人 (学科)	//					有	⑤試験地追加、他試験地への 変更可	受験地の変更可	平成23年11月8日付け(財)全国建設研修センターHPにて公表	0 –	第100号)
143 国土交通省		建築施工 管理技士 (1級)	オ)建設業振 基金	平成23年6月12日(学科)、10月16日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄)	25,640人 (学科)	〇有	⑤試験地追加、他試験地への 変更可	試験は予定どおり行うが、受験地の変更可	平成23年4月20日 付け(財)建設業振 興基金HPにて公ま	_	-	-	-	-		建設業法
140 國工文應有	9	建築施工 管理技士 (2級)	才)建設業振 基金	平成23年11月13日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、沖縄)	22,980人(学科)	O 無	_	_	_	無(必要に応じて検討)	無	-	-	-	試験は11月に実施されることから、震災の影響に ついて一定程度終息が見込まれたため実施しな かった。 なお、他試験地への変更は従前より変更可として いるところ。	第100号)
144 国土交通省	l t	電気工事 施工管理 技士(1級)	才)建設業振 基金	平成23年6月12日(学科)、10月16日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新 潟、名古屋、大阪、広島、高 松、福岡、沖縄)	19,448人(学科)	O 有	⑤試験地追加、他試験地への 変更可	試験は予定どおり行うが、受験地の変更可	平成23年4月20日 付け(財)建設業振 興基金HPにて公ま	_	-	-	-	-		建設業法
	技士	電気工事 施工管理 技士(2級)	才)建設業振 基金	平成23年11月13日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、沖縄)	6,870人(学科)	O #	_	_	_	無(必要に応じて検討)	無	-	-	-	試験は11月に実施されることから、震災の影響について一定程度終息が見込まれたため実施しな かった。 なお、他試験地への変更は従前より変更可としているところ。	τ
145 国土交通省	解体工事施		±)全国解体 事業団体連 会	平成23年12月4日	9か所(北海道、宮城、東京、静岡、愛知、大阪、広島、徳島、福岡)	1, 401人	\mathbb{W}					無	-	-		試験は震災発生から約10ヶ月経過した12月に 実施されることから、震災の影響について一 定程度終息が見込まれたため実施されなかっ たものである。	- 関する省令
146 国土交通省環境省	浄化槽設備	(別 整 タ	オ) 日本環境 備教育セン 一	平成23年7月10日	5か所(宮城県、東京都、 愛知県、大阪府、福岡県)	1, 147人						無	-	-	-	③受験料の返還 震災に限らず災害救助法適用地域の該当者か ら受験不可能との連絡が合った場合は受験和 を返金することとしている ⑤他試験地への変更 他試験地への変更は従前より変更可としている る	浄化槽法 (昭和58年法 律第43号)
147 国土交通省	宅地建物取	双引主任者 (財 構	t)不動産適 取引推進機	平成23年10月16日	226か所(各都道府県1か 所以上)	186, 542人	0 無	-	-	_	無(宅地建物取引主任者試験は、東日本大震災発生から半年以上が経過した10月に開催され、試験会場も全国228か所設けられてしることから、特例措置は実施しない)	無	-	-	_	宅地建物取引主任者試験は、東日本大震災発生 から半年以上が経過した10月に開催され、試験会 場も全国226か所設けられていることから、特例打 置は実施しない。	会 業法
	測量士・	測量士 国	土地理院	平成23年5月22日	14か所(北海道、宮城県、 秋田県、東京都、新潟県、 富山県、東京都、大阪県 島根県、佐島県、香川県 福岡県、鹿児島県、沖縄 県)	2, 256人						無	-	-	-	他試験地への変更は従前から認めていたが、震災に伴い変更の申出があった場合には、受付期間経過後であっても個別に対応した。	測量法
148 国土交通省	測量士補	測量士補 国	土地理院	平成23年5月22日	14か所(北海道、宮城県、 秋田県、東京都、新潟県、 富山県、愛知県、大阪府 島根県、広島県、香川県 、佐児島県、沖縄 県、	10, 387人	0 無	-	-	_	無 (平成23年度の試験は終了したため)	無	-	-	-	他試験地への変更は従前から認めていた。 が、震災に伴い変更の申出があった場合に は、受付期間軽過後であっても個別に対応した。	(昭和24年法 律第188号)
149 国土交通省	管理業務主	任者管	±) 高層住宅 理業協会	平成23年12月4日	8か所(北海道、宮城県、 東京都、愛知県、大阪府、 広島県、福岡県、沖縄県)	20, 620人	O 無	_	-	_	無 (管理業務主任者試験は 1 2 月に開催され、受験地については受験者が自由に選択できるため)	無	-	_	_	管理業務主任者試験は12月に開催され、受験地については受験者が自由に選択できるため	
150 国土交通省	管理主任技 ム)	技術者(ダ (財地)	オ) ダム水源 環境整備セ ター	平成23年7月27日	東京	74人						有	⑥申込期間の延長	受験申請書の受付期間を例年より約半月延長	ホームページによる周知		河川法 (昭和39年法 律第167号)
	-	一級建築 サ カ		【学科試験】 平成23年7月24日 【設計製図試験】 平成23年10月9日	14-744.00以 53b/所(各都道府県1以上 (北海道2、埼玉2、干菜 2、東京7、神奈川2、大 版2)) 【設計製図試験】 52b/所(各都道府県1以上 (北海道2、東京5))	38, 476人	O 有	⑨その他	震災の影響により、インターネットによる受験申込や受 付場所における受験申込が困難な者は、原則として平成 23年5月13日午後4時までに、電話によりセンター本部・ 支部、又は最多りの都道が展課歴士会に申し出て受験 込方法等に係る説明を受けることを受験要領等により案 内	t 育普及センター HPに掲載(平成 3 23年4月6日付	-	-	-	-	-		
151 国土交通省	: 建築士	二級建築 (駅 教 女	オ)建築技術 育誉及セン ─	【学科試験】 平成23年7月3日 【設計製図試験】 平成23年9月11日	【学科試験】 58か所(各都適府県1以上(北海道7、施元海之7、東京2、東京3、原元島之)) 【設計製図試験】 57か所(各都適府県1回以上(北海路。埼玉2、東京4、京都2))	26, 371人	O 有	⑥申込期間の延長 ⑨その他	・受験申込書の郵送による配布期間の延長 ・受付場所における受験申込受付期間の追加 ・受付場所の窓口で製申し込みが困難な場合に、郵送によ 受験申込書の受付の実施 ・受験資格に係る学校が震災の影響により、証明書類の発行 が困難な場合は、受験申込書の表面の受験系貼付欄の余白 に、「学校名とその電話書号」、「提出できる時期」を明記し、5 験申込が可(建築技術教育者及センターの指定する日までに 証明書類を提出)	(財)建築技術教 育普及センター I HPに掲載	_	_	-	-	-		建築士法 (昭和25年法 律第202号)
	-	木造建築教	杉)建築技術 育普及セン 一	【学科試験】 平成23年7月24日 【設計製図試験】 平成23年10月9日	【学科試験】 48か所(各都道府県1以上 (北海道2) 【設計製図試験】 47か所(各都道府県1)	938人						有	⑥申込期間の延長 ⑨その他	・受験申込書の郵送による配布期間の延長 ・受付場所における受験申込受付期間の追加 ・受付場所の窓口で受験申込みがの関節な場合 に、郵送による受験申込書の受付の実施 ・受験資格に係る学校が震災の影響により、証明 書類の発行が困難な場合は、受験申込書の電話 番号」、「提出できる時期と明記し、受験申込が 可(建築技術教育書及センターの指定する日まで に、証明書類を提出)			
152 国土交通省	建築設備士	(事 (事 (事 (事 (を (を (を (を (を (を	が対象を が が 一	【学科試験】 平成23年6月19日 【設計製図試験】 平成23年8月21日	【学科試験】 8か所《北海道、宮城県、 東京都、愛知県、大阪府、 広島県、福岡県、沖縄県 【設計製図試験】7か所((北海道、宮城 県、東京都、愛知県、大阪 府、広島県、福岡県)	2, 729人						有	⑥申込期間の延長	・受験申込受付期間の延長 (例年よりも2週 間延長)	(財) 建築技術教育普及センターHPに掲載		建築士法 (昭和25年法 律第202号)
153 国土交通省	土地区画整	§理士 (財研	才) 全国建設 修センター	平成23年9月4日	東京、名古屋、大阪、福岡	298人						無	-	-	-	試験実施は9月4日であり震災後一定期間が耗 適していていること、また、被災地県での実 施をしないことから、影響は少ないと思料さ れたため。 なお、検定地の変更は試験の一週間前まで受 付けている。	注 土地区画整理 法 法 (昭和29年法

									前回の実態把握の			今回の把握結果								
								類型			特例措置の実施予定			特例措置を実施している場合			特例措置を実施していない場合 (前回の実態把握において特例措置を実施し ていた場合を除く)			
No. 所管	符省名 資格制度	削度名	実施機関・ 団体名	平成23年度の 試験の実施時期	平底23年度の 試験地	平底22年度の 受験者数	態 措置	(①震災前に行われた試験の 合格発表後における証明試験の 合格発表後における証明試験で の提出期限の追加試験で高く認施、 ②受験判の返還、後次回以降地 追加、他試験地への変更以降地 追加、他試験地へ多更更以降地 適加、他試験地系更更以降地 意中込期間係る有様の特別形別 長、⑧前年と同様の特子の に分類)	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	有:特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、 その内容 無特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、 その理由 ※:既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定 がある場合、その内容	有無	類型 (①震災前に行われた試験の 合格免表後における証明書等の の提出期度が最高では、 の表現の の表現の の表現の の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を の表情を のまた のまた のまた のまた のまた のまた のまた のまた	特例措置の内容	特例措置の公表・月 知状況	行価通に措導決たもの	平 長 食 門 り 特例措置を実施しない理由	根拠法令等		
154 国土交	通省 マンション管		材) マンショ 管理セン 一	平成23年11月27日 (受験申込期間:平成23年9月1日~9月30日)	札幌市、仙台市、東京都、 名古屋市、大阪市、広島 市、福岡市、那覇市並びに これら周辺地域	17, 704人	O 無	_	-	_	無 (申込もこれからであり、受験地についてもどこでも受けられるため。)	有	⑤試験地追加、他試験地への 変更可	被災者の住所の変更等による試験申込受付後 の試験地の変更を認める。	平成23年11月1日付け(財)マンション管理センターHPにて公表	f	-	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)		
155 環境省	狩猟免許	都	道府県	各都道府県知事が公示する試験日 参考 平成23年9月17日 平成23年9月4日 空城県 平成23年9月9日 平成23年9月10日 福島県 平成23年8月29日 平成23年8月29日 平成23年10月9日 平成23年2月19日	各都道府県知事が公示する 数考書県 一関市、矢巾町 宮城県 仙台市、登米市、 石高県 郡山市	第二 免許年数 に平のはて、の年いめの最近に、の年い、 の年い、 の年の、 の年の、 の年の、 の年の、 の年の、 の年の、						有	⑨その他	狩猟免許更新試験において、期間内に受験できなかった者に対し鳥獣保護法第49条第2項を適用して一部試験の免除を実施。 傷影保護法第40条第2億円は一部試験であるかは、各番道府県の判断による。環境からかは、各番道府県の判断による。環境等別では、各番道府県の判断による。環境等別では、各地が表別している。	都道府県のHPで周知	n —	-	島獣の保護及 び狩猟の適法 性に関する法 律(平成14年法 律第88号)		
156 環境省	臭気測定業務 (臭気判定士	美務従事者 日主) 境	公社) にお ・かおり環 i協会	平成23年11月12日	東京、名古屋、大阪	577人						無	-	-	-	-	震災後十分に時間を経ていると判断したため。なお、環境省担当課、試験検査事務指定機関である(公社)におい・かおり環境協会等に被災による試験の実施時期の延期等の要望等はなかった。	(昭和46年法		
157 環境省	浄化槽管理士	里士 整 夕	材) 日本環境 :備教育セン 一	平成23年10月23日	宮城県、東京都、愛知県、 大飯府及び福岡県	1, 115人						無	_	_	_	_	予定通り試験を実施済み。震災後十分に時間 を経ていると判断したため。なお、申請受け 付け開始日は平成22年7月1日であり、被災 が原因となる受験料の返還対象は発生してい ない。また、(教) 日本環発機を持セン ター等に被災による試験の実施時期の延期等 の要望等はなかった。	浄化槽法 (昭和58年法 律第43号)		
158 環境省	技術管理者 (土壌汚染調 管理者)		境省	平成23年12月11日	仙台、東京(2か所)、名 古屋、大阪、福岡	5, 554人	O 無	_	-	_	無 (当該試験は、毎年度定期的に実施し、平成23年度は12月 11日に実施する予定であり、震災後十分に時間を経ていると 利断したため、なお、現時点で、環境名出選隊、東北地方環 均率務所及びコールセンター等に被災による試験の実施時期 の産服等の要望等はない。)		_	-	_	-	震災から十分な時間を経ていると判断したため。なお、環境省担当課、東北地方環境事務所及びコールセンター等に対して、受験者からの特例措置の要望はなかった。	法		

- (注)

 1 本表は、国の資格制度のうち、その資格取得方法が試験によるものについて、関係省庁の報告に基づき当省が取りまとめ作成したものである。

 2 「東日本大震災に伴う国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実態把握の結果について」(平成23年8月15日総評総第175号。以下「行政評価局長通知」という。)において、実態把握の対象とした資格制度については、「前回の実態把握対象」欄に「〇」を付し、「前回の実態把握の結果」欄に資格試験に係る特例措置の実施状況を記載している。

 3 「再開金の結果」欄について
 (1) 前回の実態把握において、資格試験に係る特例措置を実施していたものについては、新たに特例措置を実施している場合、その特例措置の状況を記載している。

 ii 前回の実態把握において、資格試験に係る特例措置を実施していなかったものについては、行政評価局長通知発出(平成23年8月15日)以降24年3月31日までの特例措置の実施状況について記載している。

 (2) 前回の実態把握において、対象とならなかった資格制度について

 平成23年3月31日まで間の特例措置の実施状況について記載している。

 4 試験や受験申込期間等の終了等により、ホームページから特例措置の実施状況について記載している。